

「秋のレビュー」の指摘事項に対する 各府省の対応状況

担当府省名	内閣府				
テーマ等	広域災害監視衛星ネットワークの開発・整備・運用				
指摘事項	<p>①5年間で500億円の多額の税金を利用する投資であるにもかかわらず、概算要求後、安全保障という目的を外すなどそもそも目的がぶれており、</p> <p>②本来検討しなければならない「ユーザーニーズ」や</p> <p>③「費用対効果」も十分に検討されておらず、</p> <p>④関係省庁との調整も十分に行われていないと判断せざるを得ない。</p> <p>また、</p> <p>⑤官民の役割分担も不明確であり、民間のニーズの把握も欠如していると判断されるが、仮に民間ニーズがあるのであれば、</p> <p>⑥民間資金の活用を視野に入れるべきではないか。</p> <p>⑦このような状況の中では予算化の必要性は見出せないのではないか。</p>				
個別項目	行政改革推進会議（平成26年1月20日）への報告		行政改革推進会議（6月2日）時点における進捗状況	事業改善の対応状況 （平成27年度予算概算要求への反映内容も含む）	備考（関連するサイトのURL等）
	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール			
①概算要求後、安全保障という目的を外すなどそもそも目的がぶれている	衛星の具体的な仕様について、我が国の安全保障に適したものとなるよう、関係行政機関等との調整を深める。	⑦に説明する通り、本事業については、ユーザーニーズを満たす衛星の具体的な仕様を検討するための調査等を実施するための予算とする方向で検討し、当該予算が措置されれば、衛星に対する安全保障用途のニーズを抽出し、それを満たす仕様をより正確に特定するために、平成26年度の可能な限り早期に、安全保障政策担当省庁を含む関係行政機関等との間で会議を設定し、検討を深める。	ユーザーニーズを満たす衛星の具体的な仕様の検討調査等のための予算を平成26年度に計上（⑦参照） 安全保障用途を含むユーザーニーズを抽出し、それを満たす衛星の仕様をより明確にするために、宇宙開発利用の推進に関する関係府省等連絡調整会議（以下、WGとする。）等を開催し、各府省等のニーズの集約を進めている。	宇宙開発利用の推進に関する関係府省等連絡調整会議を開催し、今後の検討の進め方の大枠等について合意した後、安全保障政策担当省庁を含む関係行政機関との間でニーズの聴取を含む詳細な調整等を経て、ユーザーニーズを満たす衛星の具体的な仕様の検討調査等に係る委託契約を締結し、当該調査検討等を本格的に実施している。 現在、ユーザーニーズを満たす衛星の具体的な仕様が、我が国の安全保障に適したものになるよう、安全保障担当省庁を含む関係行政機関や民間事業者等にアンケート調査などを実施して、更なるニーズの集約を進めている。	
②ユーザーニーズの検討（民間ニーズも含む）	衛星の具体的な仕様について、関係行政機関及び民間事業者のニーズを踏まえたものとなるよう、関係機関との調整を深める。	⑦に説明する通り、本事業については、ユーザーニーズを満たす衛星の具体的な仕様を検討するための調査等を実施するための予算とする方向で検討し、当該予算が措置されれば、衛星に対するニーズ及びそれを満たす具体的な仕様をさらに正確に抽出するために、平成26年度の可能な限り早期に、関係行政機関や民間事業者等との間で会議を設定し、検討を深める。	ユーザーニーズを満たす衛星の具体的な仕様の検討調査等のための予算を平成26年度に計上（⑦参照） 民間を含む多様なユーザーニーズを抽出し、それを満たす衛星の仕様をより明確にするために、WGを開催し、各府省等のニーズを踏まえた仕様の検討を進めている。	現在、関係行政機関や民間事業者等にアンケート調査などを実施し、ユーザーニーズの更なる集約を進め、ニーズを踏まえた利用シナリオの検討を始めている。	
③費用対効果の検討	上記①、②において抽出されたニーズに基づき、費用対効果をより詳細に検討する。	⑦に説明する通り、本事業については、ユーザーニーズを満たす衛星の具体的な仕様を検討するための調査等を実施するための予算とする方向で検討し、当該予算が措置されれば、上記①、②で抽出されたニーズを満たすために必要な機能を持つ衛星システムを構築するための費用を積算し、他の手段と比較した場合を含む費用対効果をより詳細に検討する。	ユーザーニーズを満たす衛星の具体的な仕様の検討調査等のための予算を平成26年度に計上（⑦参照） 上記①、②で抽出されたニーズを満たすために必要な機能を持つ衛星システムを構築するための費用を積算し、他の手段を用いた場合を含む費用対効果を比較できるような調査を行うことを検討している。	ユーザーニーズの集約を行い、利用シナリオを作成した後、衛星システムの具体的な仕様の検討を開始する段階において、本項目についての検討を開始する予定。	
④関係省庁との調整	関係省庁との役割分担等の更なる明確化を図る。	⑦に説明する通り、本事業については、ユーザーニーズを満たす衛星の具体的な仕様を検討するための調査等を実施するための予算とする方向で検討し、当該予算が措置されれば、各種調査結果等を踏まえ、関係行政機関等との間の会議において役割分担の在り方につき検討を行う。	ユーザーニーズを満たす衛星の具体的な仕様の検討調査等のための予算を平成26年度に計上（⑦参照） 各種調査結果等を踏まえ、WGにおいて関係行政機関等との役割分担の明確化を図っていくことを検討している。	ユーザーニーズの集約を行い、利用シナリオを作成した後、衛星システムの具体的な仕様の検討を開始する段階において、本項目についての検討を開始する予定。	
⑤官民の役割分担	事業の執行等における官民の役割分担の更なる明確化を図る。	⑦に説明する通り、本事業については、ユーザーニーズを満たす衛星の具体的な仕様を検討するための調査等を実施するための予算とする方向で検討し、当該予算が措置されれば、各種調査結果等を踏まえ、関係行政機関や民間事業者等との間の会議において、官民の役割分担の在り方につき検討を行う。	ユーザーニーズを満たす衛星の具体的な仕様の検討調査等のための予算を平成26年度に計上（⑦参照） 各種調査結果等を踏まえ、WGや民間事業者等との会議において、官民の役割分担の明確化を図っていくことを検討している。	ユーザーニーズの集約を行い、利用シナリオを作成した後、衛星システムの具体的な仕様の検討を開始する段階において、本項目についての検討を開始する予定。	
⑥民間資金の活用	民間資金の活用可能性について検討を行う。	⑦に説明する通り、本事業については、ユーザーニーズを満たす衛星の具体的な仕様を検討するための調査等を実施するための予算とする方向で検討し、当該予算が措置されれば、各種調査結果等を踏まえ、関係行政機関や民間事業者等との間の会議において、民間資金の活用可能性につき検討を行う。	ユーザーニーズを満たす衛星の具体的な仕様の検討調査等のための予算を平成26年度に計上（⑦参照） 各種調査結果等を踏まえ、WGや民間事業者等との会議において、民間資金の活用可能性について検討する。	ユーザーニーズの集約を行い、利用シナリオを作成した後、衛星システムの具体的な仕様の検討を開始する段階において、本項目についての検討を開始する予定。	

<p>⑦予算化の必要性</p>	<p>「開発・整備・運用」のための予算ではなく、ユーザーニーズを満たす衛星の具体的な仕様を検討するための調査等を実施するための予算とする方向で検討する。</p>	<p>上記①～⑥の検討を更に深めるために、本事業については、ユーザーニーズを満たす衛星の具体的な仕様を検討するための調査等を実施するための予算とする。</p>	<p>ユーザーニーズを満たす衛星の具体的な仕様の検討調査等のための予算を平成26年度に計上 上記①～⑥の検討をさらに深めるため、当該予算により、検討調査等を実施していくこととしている。</p>	<p>平成26年度の検討調査等においては、想定利用分野が非常に多岐に亘ることから、各利用分野の代表的機関等へのアンケート調査等の結果を踏まえたシミュレーション等を通じて、膨大な選択肢の中から優先度の高いと考えられる複数種類の衛星システム案を把握するにとどまる見込み。このため、平成26年度の調査結果から得た複数種類の衛星システム案について、関係する利用分野における需給両面の利害関係者の幅広い参加を得て、現場の声を踏まえたシミュレーションを実施する等、更に詳細かつ具体的な検証を行うための経費として、平成27年度予算概算要求（1億円）を行っている。</p>	
-----------------	--	---	--	--	--

担当府省名	総務省				
テーマ等	ICTの研究開発及び高度利活用の促進に関する事業 (情報通信分野の研究開発に関する調査研究、超高速・低消費電力光ネットワーク技術の研究開発、独立行政法人情報通信研究機構運営費交付金、戦略的情報通信研究開発推進制度、ICTによる新産業の創出、ICTを活用した新たな街づくり実現のための環境整備、ICTを活用した新たな街づくり実現のための実証、ICTによる社会課題解決の推進)				
指摘事項	<p>(ICTの研究開発に関する事業)</p> <p>国が行う情報通信技術の研究開発の目的については、国が支援するもののクライテリアがよくわからない点があり、明確になっているとは言い難く、①国が行う必要性を整理すべきではないか。</p> <p>②国が実施する場合はB/C等を計算すべきではないか。</p> <p>事業目的の達成に向けた国の役割についても、これらの事業は民間企業が実施すべきと考えられ、また、実態として特定大企業への補助となっているなど、明確とは言い難く、③国はコーディネートに重点を置くなど、民間との役割を整理すべきではないか。</p> <p>目的達成のための事業の実施方法についても、現在の国の事業のやり方は民間事業者の研究開発支援の面もあることから、適切とは言い難く、④委託と補助の整理を行ったうえで、原則補助とし、補助率の低下や案件の絞り込みを行うべきではないか。</p> <p>これまでの事業の成果が十分であったとは言い難い。⑤事業として適切かどうかの評価方法をつくる必要があるのではないか。</p> <p>(ICTの高度利活用の促進に関する事業)</p> <p>ICTの高度利活用の促進に関する事業については、普及させるための具体的な方法が不明であるなど、その成果が十分に検証されているとは言い難く、他の地域にも普及・活用されているとは言い難い。⑥普及の見込みの立てられない事業については、実証実験しないべきではないか。</p> <p>事業の目的やビジョンは、実証のための実証となっているなど、明確とは言い難く、また、関係機関との調整も十分とは言い難い。</p> <p>このため、⑦普及を前提とした事業計画の作成やコスト便益の計算を行うなど、具体的な普及のためのプロセスを明確にすべきではないか。</p> <p>⑧また、補助として実施側がリスクを負う形で実施すべきではないか。</p> <p>⑨併せて、他の関係省庁との連携強化を担保すべきではないか。</p>				
個別項目	行政改革推進会議(平成26年1月20日)への報告		行政改革推進会議(6月2日)時点における進捗状況	事業改善の対応状況 (平成27年度予算概算要求への反映内容も含む)	備考(関連するサイトのURL等)
国が行う情報通信技術の研究開発の目的については、国が支援するもののクライテリアがよくわからない点があり、明確になっているとは言い難く、①国が行う必要性を整理すべきではないか。	国が実施する研究開発については、総合科学技術会議により、国と民間の役割分担を含め、重点化が既に図られているところ。		<p>総合科学技術会議重要課題専門調査会は、ワークショップを含め4回開催されており、第4期科学技術基本計画のレビュー、平成26年度アクションプランのレビュー、今後さらに取り組むべき課題について議論。</p> <p>・第4期科学技術基本計画のレビューにおいては、各課題領域における社会指標、技術指標の例が示された。</p> <p>・平成26年度アクションプランのレビューにおいては、産学からの100名規模の有識者により各府省施策のPDCAが確認され、100件を超える助言があり平成26年度施策に反映した。</p> <p>・今後さらに取り組むべき課題においては、各協議会、WGのとりまとめ結果、融合領域及び政策課題への分野横断技術の適用例が示された。</p> <p>・また総務省においては、イノベーション創出実現に向けた情報通信技術政策の在り方について、情報通信審議会情報通信政策部会イノベーション創出委員会において審議。内閣府(科学技術担当)もイノベーション創出委員会にオブザーバ参加するとともに、総合科学技術会議重要課題専門調査会ICTワーキンググループに対してイノベーション創出委員会の審議状況の報告をするなど、相互に連携しつつ進めているところ。</p> <p>なお各協議会等の開催状況は以下のとおり</p> <p>・重要課題専門調査会は、平成25年10月11日から平成26年4月8日までワークショップを含め4回開催。</p> <p>・エネルギー戦略協議会は、平成25年11月18日から平成26年3月26日まで5回開催。</p> <p>・次世代インフラ・復興再生戦略協議会は、平成25年11月26日から平成26年3月4日まで5回開催。</p> <p>・地域資源戦略協議会は、平成25年11月29日から平成26年3月14日まで5回開催。</p> <p>・環境ワーキンググループは、平成25年12月26日から平成26年3月28日まで3回開催。</p> <p>・ナノテクノロジー・材料ワーキンググループは、平成25年12月4日から平成26年3月31日まで4回開催。</p> <p>・ICTワーキンググループは、平成25年11月29日から平成26年3月14日まで5回開催。</p>	<p>総務省では、イノベーション創出実現に向けICT分野における国として今後取り組むべき技術分野等について、平成26年6月27日に情報通信審議会による答申がなされており、これを踏まえた上で概算要求を行っている。(「イノベーション創出実現に向けた情報通信技術政策の在り方」)</p> <p>また、政府全体では、安倍総理を議長とする総合科学技術・イノベーション会議(以下、「CSTI」という。)で、重要課題専門調査会での議論を踏まえ、科学技術イノベーションが取り組むべき課題等をまとめた「科学技術イノベーション総合戦略2014」(平成26年6月24日閣議決定、以下「総合戦略2014」という。)を策定した。さらに、総合戦略2014を確実に実行するため、当該会議が政府としての取組の全体像を俯瞰した上で、限られた資源を必要な分野・施策に適切に配分し有効に活用することを目的として、「平成27年度科学技術に関する予算等の資源配分の方針」(平成26年7月17日第3回CSTI本会議決定、以下「資源配分方針」という。)を策定した。</p> <p>資源配分方針においては、ご指摘を踏まえ、平成27年度科学技術重要アクションプランの対象施策の特定の過程で、重要課題専門調査会による審査を行うこと、その際「行政事業レビューとの連動を図るため、これに対応した点検項目(国費投入の必要性、事業の効率性・有効性)について限られた財源の中での重点化や工夫・改善したポイントについて確認していること」等、特に留意すべきことが定められている。</p> <p>この資源配分方針に基づき、平成26年7月から8月にかけて実施されたCSTI有識者議員等の専門家による各省施策のヒアリングにおいては、国費投入の必要性等の点検項目について重点的に検証が行われ、府省施策の連携、重複排除・事業間の調整・役割分担の明確化が図られていることが確認されていることから、戦略的情報通信研究開発推進制度及び独立行政法人情報通信研究機構運営費交付金のうちアクションプランの対象施策となった事業については指摘事項について対応したものとなっている。(平成26年9月19日第4回CSTI本会議決定)</p> <p>また、アクションプランの対象施策以外の独立行政法人情報通信研究機構運営費についても、総合戦略2014及び独立行政法人評価委員会が行う毎年度の業績評価に基づいて、国費投入の必要性を総務省として点検を行っている。</p>	<p>○「イノベーション創出実現に向けた情報通信技術政策の在り方」 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin03_02000084.html</p> <p>○重要課題専門調査会 http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai_juyoukadai/index.html</p> <p>○戦略協議会・ワーキンググループ http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai_juyoukadai/wg.html</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2014～未来創造に向けたイノベーションの懸け橋～ http://www8.cao.go.jp/cstp/sogosenryaku/index.html</p> <p>○科学技術に関する予算等の資源配分の方針 http://www8.cao.go.jp/cstp/budget/houshin.html</p> <p>○国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成24年12月6日(平成26年5月19日一部改正)内閣総理大臣決定) http://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyu/taikei0519b.pdf</p>
②国が実施する場合はB/C等を計算すべきではないか。	研究開発の効果のより良い測定方法については、引き続き総合科学技術会議とも協力して検討。	<p>引き続き、総合科学技術会議と連携し、国と民間の役割分担等を含めた重点化を進める。</p> <p>なお、平成27年度予算要求に向け、科学技術に関する予算等を有望な分野や政策に重点的に配分し有効に活用するための「平成27年度科学技術に関する予算等の資源配分の方針」の決定は平成26年7月頃なされるところであるが、本決定に向けた総合科学技術会議重要課題専門調査会が、平成26年4月の取りまとめを目指し昨年10月に開始されており、すでに各戦略協議会やWGにおいて議論が行われているところ。</p>			
事業目的の達成に向けた国の役割についても、これらの事業は民間企業が実施すべきと考えられ、また、実態として特定大企業への補助となっているなど、明確とは言い難く、③国はコーディネートに重点を置くなど、民間との役割を整理すべきではないか。	国が実施する研究開発については、総合科学技術会議により、国と民間の役割分担を含め、重点化が既に図られているところ。				

				<p>また、B/C等を計算すべきのご指摘を踏まえて、平成27年度においては研究開発成果により生じる波及効果等を試行的に把握するため、所要の経費を盛り込んで平成27年度概算要求を行っているところ。</p> <p>なお「超高速・低消費電力光ネットワーク技術の研究開発」は平成24年度から平成26年度までの施策であり、平成26年度も資源配分方針の重点化の対象となっているが、今年度をもって終了することから平成27年度は要求していない。</p> <p>また「情報通信分野の研究開発に関する調査研究」は「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成24年12月6日（平成26年5月19日一部改正）内閣総理大臣決定）」に従って行う総務省の情報通信技術の研究開発施策全体のPDCAサイクルを着実に実施するため等に必要な調査経費であり、研究開発の実施経費ではないが、国が行う必要性を踏まえた上で要求している。</p>	
<p>目的達成のための事業の実施方法についても、現在の国の事業のやり方は民間事業者の研究開発支援の面もあることから、適切とはいえず、④委託と補助の整理を行ったうえで、原則補助とし、補助率の低下や案件の絞り込みを行うべきではないか。</p>	<p>国が責任をもって成功させる必要のある（リスクの高い）研究開発を「補助金」で実施することは、実施主体や責任の所在が不明確となることから、全面的に指摘へ対応することは困難。</p>	<p>事業化段階に近いビジネスモデル実証フェーズについては、補助金スキームとするとともに、民間事業者には負担を求めるとした。</p> <p>また、委託スキームによる研究開発については、従前より公募時に「官民費用分担にかかる申告書」の提出を求めており、受託者側に一定の負担を約束させた上で契約をしているところ。</p>		<p>指摘事項④を踏まえて、平成27年度概算要求においても事業化段階に近いビジネスモデル実証フェーズについては、補助金スキームとするとともに、民間事業者には負担を求めるとしている。</p> <p>また、委託スキームによる研究開発については、従前より公募時に「官民費用分担にかかる申告書」の提出を求めており、受託者側に一定の負担を約束させた上で契約を進めることとしている。</p>	
<p>これまでの事業の成果が十分であったとはいえず、⑤事業として適切かどうかの評価方法をつくる必要があるのではないか。</p>	<p>研究開発に係る評価の在り方は、総合科学技術会議で定める「国の研究開発評価に関する大綱的指針（内閣総理大臣決定）」で定めるところであり、その改善については、引き続き総合科学技術会議と協力して検討。</p>	<p>引き続き、総合科学技術会議と連携し、国と民間の役割分担等を含めた重点化を進める。</p> <p>なお、平成27年度予算要求に向け、科学技術に関する予算等を有望な分野や政策に重点的に配分し有効に活用するための「平成27年度科学技術に関する予算等の資源配分の方針」の決定は平成26年7月頃なされると思われるが、本決定に向けた総合科学技術会議重要課題専門調査会が、平成26年4月の取りまとめを目指し昨年10月に開始されており、すでに各戦略協議会やWGにおいて議論が行われているところ。</p>	<p>総合科学技術会議重要課題専門調査会は、ワークショップを含め4回開催されており、第4期科学技術基本計画のレビュー、平成26年度アクションプランのレビュー、今後さらに取り組むべき課題について議論。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4期科学技術基本計画のレビューにおいては、各課題領域における社会指標、技術指標の例が示された。 ・平成26年度アクションプランのレビューにおいては、産学からの100名規模の有識者により各府省施策のPDCAが確認され、100件を超える助言があり平成26年度施策に反映した。 ・今後さらに取り組むべき課題においては、各協議会、WGのとりまとめ結果、融合領域及び政策課題への分野横断技術の適用例が示された。 ・また総務省においては、イノベーション創出実現に向けた情報通信技術政策の在り方について、情報通信審議会情報通信政策部会イノベーション創出委員会において審議。内閣府（科学技術担当）もイノベーション創出委員会にオブザーバ参加するとともに、総合科学技術会議重要課題専門調査会ICTワーキンググループに対してイノベーション創出委員会の審議状況の報告をするなど、相互に連携しつつ進めているところ。 <p>なお各協議会等の開催状況は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要課題専門調査会は、平成25年10月11日から平成26年4月8日までワークショップを含め4回開催。 ・エネルギー戦略協議会は、平成25年11月18日から平成26年3月26日まで5回開催。 ・次世代インフラ・復興再生戦略協議会は、平成25年11月26日から平成26年3月4日まで5回開催。 ・地域資源戦略協議会は、平成25年11月29日から平成26年3月14日まで5回開催。 ・環境ワーキンググループは、平成25年12月26日から平成26年3月28日まで3回開催。 ・ナノテクノロジー・材料ワーキンググループは、平成25年12月4日から平成26年3月31日まで4回開催。 ・ICTワーキンググループは、平成25年11月29日から平成26年3月14日まで5回開催。 	<p>事業として適切かどうかの評価方法としては、指摘事項①～③への対応状況でも示した「平成27年度 科学技術に関する予算等の資源配分の方針」において、平成27年度科学技術重要アクションプランの対象施策の特定後のフォローアップも含め、重要課題専門調査会による年間の審議プロセスを行うこととされており、研究開発の進捗状況を見つつ、平成27年度計画の点検・評価を行うこととされている。</p> <p>またその際、「行政事業レビューとの連動を図るため、これに対応した点検項目（国費投入の必要性、事業の効率性・有効性）について限られた財源の中での重点化や工夫・改善したポイントについて確認していること」等、特に留意すべきことが定められている。</p> <p>戦略的情報通信研究開発推進制度及び「超高速・低消費電力光ネットワーク技術の研究開発」については、評価方法をつくる必要があることのご指摘を踏まえ、総合科学技術・イノベーション会議で定める「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成24年12月6日（平成26年5月19日一部改正）内閣総理大臣決定）」をベースとした評価基準に基づき、外部有識者による終了評価及び追跡評価等により事業の成果を適切に評価することとした。なお、独立行政法人情報通信研究機構の運営費交付金については、独立行政法人通則法の改正に伴い、平成27年度から「国立研究開発法人」となることを踏まえ、研究開発事務・事業の評価について、研究開発審議会を設置するとともに、「独立行政法人の評価に関する指針」（総務大臣決定）を踏まえて適切に評価を行う予定である。</p>	<p>○科学技術に関する予算等の資源配分の方針 http://www8.cao.go.jp/cstp/budget/houshin.html</p> <p>○国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成24年12月6日（平成26年5月19日一部改正）内閣総理大臣決定） http://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyu/taikei0519b.pdf</p> <p>○独立行政法人の評価に関する指針（総務大臣決定） http://www.soumu.go.jp/main_content/000311663.pdf</p>

<p>ICTの高度利活用の推進に関する事業については、普及させるための具体的な方法が不明であるなど、その成果が十分に検証されているとは言い難く、他の地域にも普及・活用されているとは言い難い。</p> <p>⑥普及の見込みの立てられない事業については、実証実験しないべきではないか。</p>	<p>事業の目的やビジョンは、実証のための実証となっているなど、明確とは言い難く、また、関係機関との調整も十分とは言い難い。</p> <p>このため、⑦普及を前提とした事業計画の作成やコスト便益の計算を行うなど、具体的な普及のためのプロセスを明確にすべきではないか。</p>	<p>今後の実証プロジェクトの実施に当たっては、実証期間内により多くの成果が得られるよう、十分な実証期間の確保に努めることを念頭に置きつつ、契約締結時において明確な目標設定の徹底を図り、事業終了後早期に、実証プロジェクトの目標達成度の検証や課題の抽出等を行うこととし、このような取組を通じて、各事業の終了までに、国の事業としてのPDCAを明確にしていくこととする。</p> <p>また、事業の実施に当たっては、単なる個別の地域や事業の支援ではなく、標準的・共通的な仕様やルールの策定を行う等、普及展開を見据えたものに限定して実施するとともに、事業全体として必要な費用を明らかにし、受託者と国の費用負担について明確化を図ることとする。さらに、事業継続性や成果の普及展開については、実証プロジェクトの実施を通じて、実証終了以降も事業が継続するようなモデルの明確化を図ることとする。</p>	<p>普及展開を見据えたものに限定して実施することについて、執行段階において厳格に対応するため、「ビッグデータの活用による路面管理及び農業の高度化」、「放送・通信分野等における公的個人認証サービスの利活用」及び「スマートプラチナ社会の構築」に関する実証については、意見募集（パブリックコメント）を実施し、提出された意見を踏まえ調達仕様書を作成の上、現在順次調達手続きを進めているところ。</p> <p>また、「G空間シティ構築事業」及び「ICT街づくり推進事業」については、実施要領において、標準的・共通的な仕様やルールの策定、委託事業終了後の普及展開の可能性、委託事業における費用分担の明確化等を選定の基準として設定し、提案公募を実施したところ。</p> <p>今後、提出された各事業の提案について総務省公開プロセスに携わった外部有識者等による審査（6月頃から順次）を行った上で、普及展開が困難と判断した案件は採択しないこととしている。</p>	<p>普及展開を見据えたものに限定して実施することについて、執行段階において厳格に対応し、「ビッグデータの活用による路面管理及び農業の高度化」、「放送・通信分野等における公的個人認証サービスの利活用」及び「スマートプラチナ社会の構築」に関する実証については、意見募集（パブリックコメント）により提出された意見を踏まえ調達仕様書に基づいた入札公告を行い総務省公開プロセスに携わった外部有識者等による審査により普及展開が見込めると判断された案件のみを採択し、契約を行った。</p> <p>また、「G空間シティ構築事業」及び「ICT街づくり推進事業」についても、総務省公開プロセスに携わった外部有識者等による「普及展開の可能性」を中心とした審査を実施した上で、評価結果を踏まえ、真に成果の普及展開に資する取組に限定して委託先候補を決定し、契約を行った。</p> <p>なお、平成27年度概算要求においては、関連する次の事業について、以下のとおり秋のレビューの指摘を踏まえた上で要求している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンデータ・ビッグデータ利活用推進事業 ・平成25年秋のレビューにおける「普及の見込みの立てられない事業については、実証実験しないべきではないか」との指摘を踏まえ、標準的・共通的な仕様やルールの策定を行う等、普及展開を見据えたものに限定した内容になっている。 ・G空間防災システムとアラートの連携推進事業 ・平成25年秋のレビューにおける「普及の見込みの立てられない事業については、実証実験しないべきではないか」との指摘を踏まえ、全国普及を推進している「アラート（災害情報共有システム）」（避難指示等の自治体が発する災害情報等を多様なメディアに一齐同報するための共通基盤）を、H25補正予算事業で実施しているG空間防災システムの実証成果との連携推進を図り、普及展開の効果を高めることとしている。 ・自立・持続型ICT地域活性化モデル普及展開事業 ・平成25年秋のレビューにおける「普及の見込みの立てられない事業については、実証実験しないべきではないか」との指摘を踏まえ、目的、手法等を抜本的に見直し、普及展開を目的とした事業に絞って新規に要求。あらかじめ関係省庁と調整のうえ、ニーズや展開可能性の高い分野に限定して実施することとしている。 ・次世代医療・介護・健康ICT基盤高度化事業 ・平成25年秋のレビューにおける「普及の見込みの立てられない事業については、実証実験しないべきではないか」との指摘を踏まえ、標準的・共通的な仕様やルールの策定を行う等、普及展開を見据えたものに限定した内容となっている。 ・さらに、医療・介護・健康分野における総合的データ連携の実現のためのデジタル基盤の検証に当たっては、これまでの取組の成果を活用等することにより、普及展開の効果を高めることとしている。 ・ICTを活用した新たなワークスタイルの実現 ・平成25年秋のレビューにおける「普及の見込みの立てられない事業については、実証実験しないべきではないか」との指摘を踏まえ、標準的・共通的な仕様やルールの策定を行う等、普及展開を見据えたものに限定した内容となっている。 	<p>○「ビッグデータの活用による路面管理及び農業の高度化」、「放送・通信分野等における公的個人認証サービスの利活用」及び「スマートプラチナ社会の構築」に関する実証に対する意見募集（3月27日～4月16日） http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_02000092.html</p> <p>○G空間シティ構築事業に係る提案の公募（4月15日～5月16日） http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu06_02000055.html</p> <p>○平成25年度補正予算 ICT街づくり推進事業に係る提案の公募（4月22日～6月20日） http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin01_02000128.html</p> <p>○平成25年度補正予算「G空間シティ構築事業」に係る委託先候補の決定（7月18日） http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu06_02000062.html</p> <p>○平成25年度補正予算「ICT街づくり推進事業」に係る委託先候補の決定（8月26日） http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin01_02000139.html</p>
<p>⑧また、補助として実施側がリスクを負う形で実施すべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、明確な目標設定など、PDCAの更なる具体化・明確化を図ることとする。また、実証の実施に当たっての計画の更なる具体化を行うとともに、実証プロジェクトの実施を通じて費用負担モデルの検証を行うこととする。</p>	<p>関係省庁との連携については、ご指摘を踏まえつつ、引き続き政府CIOの下での概算要求の各省横断的な総合調整とともに、実証プロジェクトを連携して実施するなど、連携強化を図っていくこととする。</p>	<p>○「ビッグデータの活用による路面管理及び農業の高度化」については、事業実施に当たって、関係省庁である農林水産省や国土交通省、内閣官房IT総合戦略室と協議する等、関係省庁と連携して実証プロジェクトを実施する。</p> <p>○「G空間シティ構築事業」については、事業実施に当たって内閣府（宇宙戦略室）や国土地理院と協議する等、関係省庁と連携して実証プロジェクトを実施する。</p> <p>なお、関係省庁に対し、総務省の「G空間×ICT推進会議」（平成25年3月から6回開催）にオブザーバーとして参加を求め、実証プロジェクトの方向性を検討してきたところ。</p> <p>○「ICT街づくり推進事業」については、当該事業の普及展開方策等について検討を行う</p>	<p>○「ビッグデータの活用による路面管理及び農業の高度化」については、実証プロジェクトの実施に当たり、農林水産省、国土交通省、内閣官房IT総合戦略室等の関係省庁との連携を図るための協議を実施し、これらの省庁からの意見を反映した。</p> <p>○「G空間シティ構築事業」については、実証プロジェクトの具体的な内容や実施体制等について情報共有や協議を行う等、関係省庁（内閣府、国土交通省、国土地理院等）との連携に努めているところ。</p> <p>○「ICT街づくり推進事業」については、当該事業の普及展開方策等について</p>	<p>○G空間×ICT推進会議構成員（※オブザーバーについても記載） http://www.soumu.go.jp/main_content/000206423.pdf</p> <p>○ICT街づくり推進会議 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ict-town/index.html</p> <p>○スマートプラチナ社会推進会議</p>
<p>⑨併せて、他の関係省庁との連携強化を担保すべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえつつ、引き続き政府CIOの下で、関係省庁との連携の強化を図っていくこととする。</p>	<p>関係省庁との連携については、ご指摘を踏まえつつ、引き続き政府CIOの下での概算要求の各省横断的な総合調整とともに、実証プロジェクトを連携して実施するなど、連携強化を図っていくこととする。</p>	<p>○「ビッグデータの活用による路面管理及び農業の高度化」については、事業実施に当たって、関係省庁である農林水産省や国土交通省、内閣官房IT総合戦略室と協議する等、関係省庁と連携して実証プロジェクトを実施する。</p> <p>○「G空間シティ構築事業」については、事業実施に当たって内閣府（宇宙戦略室）や国土地理院と協議する等、関係省庁と連携して実証プロジェクトを実施する。</p> <p>なお、関係省庁に対し、総務省の「G空間×ICT推進会議」（平成25年3月から6回開催）にオブザーバーとして参加を求め、実証プロジェクトの方向性を検討してきたところ。</p> <p>○「ICT街づくり推進事業」については、当該事業の普及展開方策等について検討を行う</p>	<p>○「ビッグデータの活用による路面管理及び農業の高度化」については、実証プロジェクトの実施に当たり、農林水産省、国土交通省、内閣官房IT総合戦略室等の関係省庁との連携を図るための協議を実施し、これらの省庁からの意見を反映した。</p> <p>○「G空間シティ構築事業」については、実証プロジェクトの具体的な内容や実施体制等について情報共有や協議を行う等、関係省庁（内閣府、国土交通省、国土地理院等）との連携に努めているところ。</p> <p>○「ICT街づくり推進事業」については、当該事業の普及展開方策等について</p>	<p>○G空間×ICT推進会議構成員（※オブザーバーについても記載） http://www.soumu.go.jp/main_content/000206423.pdf</p> <p>○ICT街づくり推進会議 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ict-town/index.html</p> <p>○スマートプラチナ社会推進会議</p>

			<p>「ICT街づくり推進会議」に、関係省庁（内閣官房、農林水産省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省）にも参加してもらい、省庁横断的な実証プロジェクトの推進体制を構築しているところ。</p> <p>なお、会議の開催状況は以下のとおり。</p> <p>ICT街づくり推進会議は平成25年12月13日、平成26年4月22日の2回開催</p> <p>ICT街づくり推進会議 普及展開ワーキンググループは平成26年2月4日から平成26年4月11日まで4回開催</p> <p>ICT街づくり推進会議 共通ID活用ワーキンググループ及び共通ID活用サブワーキンググループは平成25年12月26日から平成26年4月16日まで6回開催。</p> <p>○「スマートプラチナ社会の構築」に関する実証については、事業実施に当たって、関係省庁である厚生労働省と協議する等、関係省庁と連携して実証プロジェクトを実施する。</p> <p>なお、関係省庁（内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）に対し、総務省の「スマートプラチナ社会推進会議」（平成25年12月から4回開催）にオブザーバーとして参加を求め、実証プロジェクトの方向性を検討してきたところ。</p>	<p>検討を行う「ICT街づくり推進会議」に、関係省庁（内閣官房、農林水産省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省）の参加の下、省庁横断的な実証プロジェクトの推進体制を構築しているところ。会議の開催状況は以下のとおり。</p> <p>・ICT街づくり推進会議： 平成26年6月3日開催</p> <p>・ICT街づくり推進会議 共通ID活用ワーキンググループ： 平成26年9月3日開催</p> <p>・ICT街づくり推進会議 共通ID活用サブワーキンググループ： 平成26年8月6日開催</p> <p>○「スマートプラチナ社会の構築」に関する実証については、実証プロジェクトの実施に当たり、内閣官房 IT 総合戦略室、健康・医療戦略室、厚生労働省との連携を図るための協議を実施し、これらの省庁からの意見を反映した。</p>	<p>http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/smart_Platinum/index.html</p>
--	--	--	---	---	--

担当府省名	総務省				
テーマ等	ICT を活用した教育学習の振興に関する事業 (フューチャースクール推進事業、ICT による社会課題解決の推進、教育分野における最先端 ICT 利活用に関する調査研究)				
指摘事項	(フューチャースクール推進事業等(総務省所管事業)) フューチャースクール推進事業、先導的教育実証事業については、少ない予算でより効果を上げるという発想に欠けており、事業の目的、ビジョンが明確とは言い難い。また、事業の効果検証も十分とは言い難く、事業効果がほとんど上がっていない状況にある。 そもそも、教育の ICT 化の全国展開に向けた、具体的で実行可能な工程・期間が示されていない。①コスト抑制に関する成果指標を設定し、費用対効果や全体像、技術環境の変化への対応など、国民にもわかりやすく、理解される工程表を示すべきではないか。 ②今後については、「クラウド」ということで何でもプロジェクトを起こすのではなく、 また、③実証数も絞り込むなど、総務省は裏方に徹するべきではないか。				
個別項目	行政改革推進会議(平成 26 年 1 月 20 日)への報告		行政改革推進会議(6 月 2 日)時点における進捗状況	事業改善の対応状況 (平成 27 年度予算概算要求への反映内容も含む)	備考(関連するサイトの URL 等)
	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール			
フューチャースクール推進事業、先導的教育実証事業については、少ない予算でより効果を上げるという発想に欠けており、事業の目的、ビジョンが明確とは言い難い。また、事業の効果検証も十分とは言い難く、事業効果がほとんど上がっていない状況にある。そもそも、教育の ICT 化の全国展開に向けた、具体的で実行可能な工程・期間が示されていない。①コスト抑制に関する成果指標を設定し、費用対効果や全体像、技術環境の変化への対応など、国民にもわかりやすく、理解される工程表を示すべきではないか。	教育分野における ICT 化については、「世界最先端 IT 国家創造宣言」等の政府方針や、与党「情報化教育促進議員連盟決議」等の方針で、2010 年代中の実現が明記されているため、指摘を踏まえながら、文部科学省と連携して取り組みを進める。	・事業実施までに、外部有識者を構成員とする研究会において、コスト抑制に関する指標を設定する。 ・費用対効果や技術環境の変化への対応などについて検討し、国民にもわかりやすく、理解される工程表を示す。	・現在、外部有識者により構成される懇談会の設置を 5 月下旬頃に予定しており、同懇談会の意見も頂戴しながらコスト指標を設定。 ・費用対効果や最先端の情報通信技術の動向を踏まえつつ、文部科学省において検討するビジョン及び工程表を踏まえながら、本年度中に今後の工程表を提示。	・6 月に外部有識者による構成される「ICT ドリームスクール懇談会」(総務大臣主催)を設置し、同懇談会内でコスト抑制に関する指標及び今後の工程表について議論中。 ・9 月 5 日まで実証地域を公募。コスト抑制に資するため、実証地域の募集項目や選定基準において、「現在の ICT 機器の整備状況等(タブレット PC の台数及び電子黒板の台数)が優れていること」及び「通信環境の整備状況等(無線 LAN の環境、外部接続状況)が優れていること」という既存資産の活用状況に関する項目を盛り込み、コスト抑制を図った。 ・また、可能な範囲で実証に係る対象学年を限定することで、コスト抑制を図ることとした。 ・平成 27 年度の概算要求は、実証に係る対象学年を限定し、ICT 機器の低コスト化を図るとともに、既存の通信環境を一定程度活用する方針を継続し、この方針を踏まえて要求している。	○ICT ドリームスクール懇談会 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ict_dream/index.html
②今後については、「クラウド」ということで何でもプロジェクトを起こすのではなく、	本事業は、教育分野にクラウド、HTML5 等の最新の情報通信技術を導入することにより、コストの低廉化や多様な端末が利用可能になるなど、教育分野でより効果的な利活用を促進すると考えられることから、教育分野の特性を踏まえて実証を行うものである。	・通信環境や学校の規模の観点から、モデル性の高い箇所絞り込んで実証事業を実施する。	・平成 26 年度事業については、実証地域を 10 地域から 3 地域に絞り込むこととし、現在、文部科学省と協議しながら実施に向け募集項目案を検討中。	・文部科学省と連携し 9 月 5 日まで実証地域を公募し、10 月 6 日に 3 地域(福島県新地町、東京都荒川区、佐賀県)を選定した。 ・実証地域の募集項目や選定基準において、「本事業の成果を活用して今後地域において教育情報化を展開する具体的な計画を有し、ビジョンが明確であること」という項目を盛り込み、今後の普及展開を見据えたモデル性の高い地域での実証を優先した。上の 3 自治体は、ICT 機器の整備状況、普及展開の計画等において有識者から高い評価を得た結果、実証地域として選定されたもの。	○「先導的教育システム実証事業における実証地域の選定」に係る提案公募開始 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu05_02000057.html ○総務省「先導的教育システム実証事業」及び文部科学省「先導的な教育体制構築事業」に係る提案公募の結果 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu05_02000060.html
また、③実証数も絞り込むなど、総務省は裏方に徹するべきではないか。	指摘を踏まえ、文部科学省との役割分担や事業での連携内容を確認した上で、適切な事業規模とする。				

担当府省名	外務省				
テーマ等	広報に関する事業（海外広報、独立行政法人国際交流基金運営費交付金、海外における文化事業等）				
指摘事項	<p>①海外における在外公館、国際交流基金の文化芸術交流事業ともPDCAサイクルが必ずしも十分に確立されていない。今後、戦略をもとに具体的な目標や重要地域を定めるべきではないか。</p> <p>②適切な成果指標を設定するとともに、</p> <p>③個々の事業の評価については、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国の様々な評価手法を参考にすることや ・事前と事後のアンケートは5段階程度にして中央値を評価に含めないこと <p>等の取り組みが必要ではないか。</p> <p>④また、一定の規模以上のイベントについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者等に対し次回開催に向けた寄付を集めることや、 ・次回有料化しても参加したいかのアンケートを行う <p>等の工夫を検討することが必要ではないか。</p> <p>⑤在外公館及び国際交流基金の文化芸術交流事業の役割分担に関する説明が不十分であり、より具体的な役割分担が必要ではないか。</p> <p>⑥在外公館は、当該国における企画・立案の司令塔としての役割や現地の政治的ネットワーク構築等に重点化する一方、国際交流基金は、専門性を活かした事業に重点化するなど、両主体の役割分担のあり方を明確化するべきではないか。</p>				
個別項目	行政改革推進会議（平成26年1月20日）への報告		行政改革推進会議（6月2日）時点における進捗状況	事業改善の対応状況 （平成27年度予算概算要求への反映内容も含む）	備考（関連するサイトのURL等）
	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール			
①海外における在外公館、国際交流基金の文化芸術交流事業ともPDCAサイクルが必ずしも十分に確立されていない。今後、戦略をもとに具体的な目標や重要地域を定めるべきではないか。	<p>・指摘を踏まえ、広報文化外交の戦略を策定し、戦略を踏まえた事業の実施により、PDCAサイクルの確立につなげることとする。</p>	<p>●広報文化外交戦略を策定し、在外公館及び国際交流基金においては、本戦略を踏まえた戦略的な資源配分を行い、当該資源配分に基づき事業を実施する。</p> <p>●成果指標についてもより効果的な在り方を検討した上で設定し、評価結果を次年度の事業実施に反映することにより、PDCAサイクルの十分な確立を目指す。</p>	<p>（戦略的資源配分）</p> <p>●本年1月、広報文化外交上の手段について「選択と集中」の観点から戦略的に活用する旨を定めた広報文化外交戦略を策定。</p> <p>●在外公館文化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在外公館が企画・立案する平成26年度の事業については、上記戦略を踏まえながら優良案件を承認する方針。 ・各在外公館は、上記戦略を踏まえ、平成27年度の広報文化交流事業方針を作成（～8月までを目処）。 <p>●国際交流基金の文化芸術交流事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省が上記プロセスにより作成する広報文化交流事業方針を踏まえた地域・国別方針を立案し、これらを毎年度の計画に反映する方針とした。 <p>（成果指標）</p> <p>②のとおり。</p>	<p>●戦略策定については対応済み。</p> <p>●在外公館文化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在外公館が企画・立案する平成26年度の事業については、上記戦略を踏まえながら、個々の案件を精査し、優良案件を承認している。 ・各在外公館は、上記戦略を踏まえ、平成27年度の広報文化交流事業方針を作成している（多数の公館が提出済み）。 <p>●国際交流基金の文化芸術交流事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省・在外公館が作成した広報文化交流事業方針を踏まえつつ、平成27年度地域・国別方針の立案に着手した。 	<p>●在外公館による日本文化紹介活動 URL:http://www.mofa.go.jp/mofaj/gai/ko/culture/koryu/bunka/taishikan.html</p> <p>●国際交流基金 HP URL: http://www.jpfa.go.jp/j/index.html</p> <p>●国際交流基金平成26年度計画（地域・国別方針含む） URL: http://www.jpfa.go.jp/j/about/outline/admin/plan/</p>
②適切な成果指標を設定するとともに、	<p>・「海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する（広報事業）」、「文化交流事業の展開・促進・支援により、日本文化及びその背景にある価値観等を伝達し、各国国民の対日理</p>	<p>●広報文化事業の効果に関する調査や他国の機関の例の情報収集を今年度中に実施する。それに基づき評価にあたっての適切な成果指標の設定や評価の方法のより効果的なあり方について検討を実施し、在外公館及び国際交流基金における個々の事業評価の改善に取り組む。</p>	<p>●広報文化事業の効果の評価・分析モデルを検討するための調査研究を実施（日本文化に対する「認知」「関心」「理解」「好印象・信頼感」の4段階を設定し、計6事業で試行）。また、平成26年度においても、事業の目的に応じ評価モデルを精査する観点から調査研究を実施予定。</p> <p>●在外公館文化事業及び国際交流基金においては、上記調査の結果を踏まえて、適切な成果指標の設定など事業評価改善のための取組を実施する方針。</p>	<p>●平成26年度調査研究においては、25年度調査結果を踏まえ、事業目的に応じ評価モデルを精査し、また評価モデルを始点としたPDCAサイクルモデル案づくりを行う（契約手続き中）。</p> <p>●在外公館文化事業及び国際交流基金については、上記調査の結果を踏まえて、適切な成果指標の設定など事業評価改善のための取組を実施する方針。</p>	

<p>③個々の事業の評価については、例えば、・米国の様々な評価手法を参考にすることや・事前と事後のアンケートは5段階程度にして中央値を評価に含めないこと等の取り組みが必要ではないか。</p>	<p>解を促進し、また、親日感の醸成を図る（文化事業）」（政策評価における目標）という目標の達成に向け、事業実施を通じて得られた効果に関する適切な評価方法のあり方について検討し、個々の事業の評価の改善につなげることとする。</p>		<p>●同上</p>		
<p>④また、一定の規模以上のイベントについては、 ・参加者等に対し次回開催に向けた寄付を集めることや、 ・次回有料化しても参加したいかのアンケートを行う 等の工夫を検討することが必要ではないか。</p>			<p>●同上</p>		
<p>⑤在外公館及び国際交流基金の文化芸術交流事業の役割分担に関する説明が不十分であり、より具体的な役割分担が必要ではないか。</p>	<p>・指摘を踏まえ、在外公館と国際交流基金のそれぞれの強みを活かす形での文化事業の検討・実施を行うこととする。</p>	<p>●在外公館及び国際交流基金の文化芸術交流事業については、外務本省で策定する広報文化外交戦略を踏まえて実施することとし、在外公館が当該国における広報文化交流事業方針を定め、国際交流基金が当該方針を踏まえて具体的な事業を実施するという関係を構築する。</p> <p>●在外公館は、広報文化外交戦略及び在外公館別の広報文化交流事業方針を踏まえ、国の代表機関として、外交上の優先課題に基づき文化芸術交流事業を行う。事業実施に当たっては、現地の共催団体や協力者のリソースを活用する。</p> <p>●国際交流基金は、広報文化外交戦略及び在外公館別の広報文化交流事業方針を踏まえ、在外公館と緊密な連携を図りつつ、専門機関として長年培ったノウハウやネットワークといった専門性をさらに高め、一流の文化人・専門家の派遣や多様なスキームを複合的に組み合わせた事業に重点化する。</p>	<p>●広報外交戦略を踏まえた事業</p> <p>・在外公館が企画・立案する平成26年度の事業について、上記戦略を踏まえながら、優良案件を承認する方針。〔再掲〕</p> <p>・国際交流基金については、本年3月に「中期計画」を変更し、在外公館との緊密な連携と専門性を活かした質の高い事業への重点化をより明確化した。</p> <p>・また、外務省が新たなプロセスにより作成する広報文化交流事業方針を踏まえた地域・国別方針を立案し、これらを毎年度の計画に反映する方針とした。〔再掲〕</p> <p>●在外公館文化事業</p> <p>・26年度の在外公館文化事業については、広報文化外交戦略を踏まえ立案し、現地リソースを活用するとともに、在外公館文化事業と国際交流基金の左記役割分担に留意して実施する方針。</p> <p>●国際交流基金</p> <p>・国際交流基金においては、専門機関としての専門性をさらに高めた事業に重点化すべく、「小規模レクチャー・デモンストレーション」事業について、巡回展事業、日本映画上映事業等と複合的に組み合わせた形でのみ実施することとした。</p>	<p>●広報外交戦略を踏まえた事業</p> <p>・在外公館が企画・立案する平成26年度の事業について、上記戦略を踏まえながら、個々の案件を精査し、優良案件を承認している。（再掲）</p> <p>・国際交流基金については、外務省・在外公館が作成した広報文化交流事業方針を踏まえつつ、平成27年度地域・国別方針の立案に着手した。（再掲）</p> <p>●在外公館文化事業</p> <p>・26年度の在外公館文化事業については、各在外公館において広報文化外交戦略を踏まえ立案し、現地リソースを活用するとともに、在外公館文化事業と国際交流基金の左記役割分担に留意して実施しているところ。</p> <p>・マケドニアにおける能公演（観世流橋岡曾のウィーン訪問の機会を利用し、日マケドニア外交樹立20周年という選定周年には含まれないが重要な外交上の節目に、機動的に文化事業を実施した）</p> <p>・ジャカルタ日本まつり（同国最大規模の祭りの機会を捉え、大使館が司令塔になることで、現地政府の協力や民間企業、友好団体等の活力を動員し、オールジャパンで費用対効果の高い事業を実施した）</p> <p>●国際交流基金</p> <p>・国際交流基金においては、専門機関としての専門性をさらに高めた事業に重点化すべく、「小規模レクチャー・デモンストレーション」事業について、巡回展事業、国際図書展事業、日本映画上映事業等と複合的に組み合わせた形でのみ実施することとし、以下の例をはじめとする個別事業を企画・実施中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トロントにおける巡回展「現代日本デザイン100選」に合わせたデザイナー派遣（実施予定） ・ フランクフルトにおける国際図書展にあわせた作家派遣（実施予定） ・ チューリッヒにおける日本映画上映会にあわせた映画監督派遣（実施済） 	
<p>⑥在外公館は、当該国における企画・立案の司令塔としての役割や現地の政治的ネットワーク構築等に重点化する一方、国際交流基金は、専門性を活かした事業に重点化するなど、両主体の役割分担のあり方を明確化するべきではないか。</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>●同上</p>	<p>●同上</p>	

担当府省名	外務省				
テーマ等	経済協力に関する事業（無償資金協力）				
指摘事項	<p>①我が国の現下の財政状況に鑑みれば、世銀ガイドラインの基準を超えた所得水準の国には、有償資金による援助を実施することを基本とするべきではないか。</p> <p>②有償・無償の判断基準が極めて不明確であり、無償資金協力の活用は、あらかじめ、例えば緊急性、人道性、対象国の財政状況を含む基準を明確に示した上で、それを満たす場合に限り実施するべきではないか。</p> <p>③また、中所得国以上の国に無償資金による援助を実施した場合、事業実施後に無償による援助が適当であったか否かの評価を行うことを検討すべきではないか。</p> <p>④無償資金協力におけるPDCAを強化する観点から、毎年度、サブスキームごとのレビューシートを作成するべきではないか。</p> <p>⑤サブスキームの整理統合について不断の見直しを行っていくことが必要ではないか。</p>				
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	行政改革推進会議（6月2日）時点における進捗状況	事業改善の対応状況 （平成27年度予算概算要求への反映内容も含む）	備考（関連するサイトのURL等）
①我が国の現下の財政状況に鑑みれば、世銀ガイドラインの基準を超えた所得水準の国には、有償資金による援助を実施することを基本とするべきではないか。	ODA大綱の理念に沿ってODAの戦略的な活用を進めていく中で、今後とも援助実施に当たり、特に所得水準の高い国については、有償資金協力の活用を最大限追求する。	「秋のレビュー」の指摘を受けて改めて検討を行い、今後は、世銀の分類を主たる目安としつつ、所得水準の相対的に高い国については有償資金協力を活用することを最大限追求する方針を徹底することとしている。また、融資機関たる世銀による事業と我が国ODAの単純比較はできないが、世銀の分類を主たる目安としつつ、所得水準の高い国に対しては、②の方針に沿って無償資金協力を実施することとしている。	下記②のとおり。	対応済み。	
②有償・無償の判断基準が極めて不明確であり、無償資金協力の活用は、あらかじめ、例えば緊急性、人道性、対象国の財政状況を含む基準を明確に示した上で、それを満たす場合に限り実施するべきではないか。	有償資金協力の活用を最大限追求しつつ、無償資金協力の活用については、世銀の分類を主たる目安としつつ、効果の高い事業となるよう、様々な観点を踏まえ、開発協力適正会議等を通じ個別に検討していく。	所得水準の高い国に無償資金協力を供与する際には、我が国の対外政策（二国間関係、国際展開政策等）、当該途上国の債務状況・経済規模・脆弱性、案件の性質（緊急性・迅速性、人道性、地球規模課題への対応等）等といった観点から具体的に精査し、効果の高い事業に供与することとする（26年度から実施）。上記観点は、年度内に開発協力適正会議でより具体的な形で説明し、外部有識者の間で議論したうえで公表する（議事録は全て公開）。	平成26年2月に開催された第14回開発協力適正会議にて、左記観点について具体的に説明し、外部有識者の間で議論を行った。この議論を受け、所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の供与を検討する際には、 ・まずは、緊急性・迅速性、人道上のニーズの観点から適否を判断する ・これらの観点を満たさない場合であって、対象国の債務状況を勘案し有償資金協力によることが困難又は適当でない判断される場合には、個別の案件について実施の意義を、案件の性質、我が国の対外政策、供与先となる途上国が置かれている状況等の観点から複合的に精査した上で、無償資金協力による実施が十分に説明可能な効果の高い事業に限って実施することとなった（「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」）。 開発協力適正会議の議事録、上記方針は、外務省ホームページにて公表。	対応済み。	開発協力適正会議ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gai/ko/oda/about/kaikaku/tekisei_k/
③また、中所得国以上の国に無償資金による援助を実施した場合、事業実施後に無償による援助が適当であったか否かの評価を行うことを検討すべきではないか。	適切な援助形式については、これまで事業の着手に先立ち検討を行ってきたが、PDCAサイクルの中でも検証していく。	外務省が実施するODA評価において、中所得国以上の対象国で実施された無償資金協力について案件計画段階で想定された意義が実際にあったかとの点を含めて評価することとする。平成26年度における評価において実施。	平成26年度のODA評価において、「相対的に所得水準の高い国に対する無償資金協力の評価」を実施予定。	平成26年度のODA評価（第三者評価）において、「相対的に所得水準の高い国に対する無償資金協力の評価」を実施すべく、本年6月に入札を通じて調査業務委託業者を選定した。調査内容に関する検討会を経て、文献調査を進めている。本年度中に評価報告書の提出を受ける予定。	平成26年度ODA評価（第三者評価）実施予定案件（リスト） http://www.mofa.go.jp/mofaj/gai/ko/oda/kaikaku/hyoka/yotei_anke.html
④無償資金協力におけるPDCAを強化する観点から、毎年度、サブスキームごとのレビューシートを作成するべきではないか。	下記⑤にかかる検討状況を踏まえつつ、レビューシートにサブスキーム毎の成果の記載を盛り込む方向で検討する。シート構成については、技術的な観点から引き続き検討する。	平成26年度事業レビューシートの作成に際し、サブスキーム毎の成果の記載を盛り込む方向で検討する。シート構成については、例えば同じ記述が複数シートで重複するような非効率な構成・記載とならないよう技術的な観点から検討する。	下記⑤のサブスキームの在り方に関する検討の結果を踏まえ、レビューシートの作成方法について検討する。	無償資金協力事業におけるPDCAサイクルを強化する観点からいかなる措置をとり得るか、真摯に検討を行ってきた。このうち、「秋のレビュー」において指摘を頂いた、サブスキームごとのレビューシートへの成果の記載については、サブスキームは実施手続（交換公文の内容等）を定めているもので、成果目標等を設定するものではないこと、また、予算編成や執行もサブスキームごとには行っていないことから、サブスキームごとにPDCAサイクルを実施することは困難である。	

<p>⑤サブスキームの整理統合について不断の見直しを行っていくことが必要ではないか。</p>	<p>サブスキームの整理統合も視野に継続的に検討していく。</p>	<p>サブスキームの整理統合について継続的に検討し、平成 26 年度予算の執行の段階で検討結果を反映させる。</p>	<p>平成 25 年外務省行政事業レビュー公開プロセスで「事業全体の抜本的改善」と指摘を受けた貧困農民支援について廃止。 サブスキームの在り方について引き続き検討中。</p>	<p>特定の課題や分野ごとに成果目標等を設定し、PDCAサイクルを実施することも検討したが、課題や分野ごとの成果目標等は、無償資金協力事業のみならず円借款や技術協力等を合わせて達成されるものであり、無償資金協力事業のみの成果目標等を設定してPDCAサイクルを実施することも困難である。</p> <p>過去数十年にわたる、経済協力開発機構開発援助委員会（OECD DAC）等での国際的な議論においても、最終的な開発目標の達成をある特定のスキーム等に帰属させるのではなく、個別案件レベルで評価を行うことが主流となっている。</p> <p>以上から、無償資金協力をより効果的・効率的に実施するために、無償資金協力事業におけるPDCAサイクルについては、個別案件に定量的指標を導入する（注：本年 6 月、第 11 回行政改革推進会議にてPDCAサイクル強化の改善事例として評価を頂いた。）とともに、その代表的な個別案件に係る成果目標等をレビューシートに記載していくことでPDCAを強化することとした。</p>	
--	-----------------------------------	--	---	--	--

担当府省名	文部科学省
テーマ等	大学の教育研究の質の向上に関する事業（グローバル人材育成及び大学改革）
指摘事項	<p>（グローバル人材育成）</p> <p>①グローバル人材の定義については、具体性がなく総花的なものとなっているため明確とは言い難い。産業人材の育成に重点化した上で、検証可能な人材の定義を行い、それを明確に提示すべきではないか。</p> <p>②また、我が国のグローバル人材の層を厚くするためには、プログラムによる部分的なグローバル化ではなく、大学内の教育体制を見直して外国人教員の割合を高めるなど、大学全体が国際標準になるようにすべきではないか。</p> <p>③「グローバル人材育成推進事業」と「大学の世界展開力強化事業」は、事業の内容について、国内の大学自身による教育ではなく留学を前提としていること、検証可能な指標の設定が不十分であるなどの点で有効とは言い難く、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検証可能な成果指標の設定、 ・事業の整理統合、 ・育成する人材像に即した取組を支援、 ・英語偏重の事業内容の見直しなどを行うべきではないか。 <p>④「スーパーグローバル大学事業」は、事業の実施により、どのような効果を目指しているかという事業の目的が明確とは言い難く、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容を明確にして支援対象を限定、または、 ・既存事業と整理統合を行うべきではないか。 <p>⑤また、従来事業についての検証が不十分であるので、新規事業の立ち上げは、従来事業の課題への対応を踏まえ、具体的な成果指標を設定するなどした上で行うべきではないか。</p> <p>（大学改革）</p> <p>⑥「国立大学改革の強化推進」については、「国立大学改革」で行おうとしていることが明確とは言い難く、大学ごとのミッションに客観的な評価を加え、再定義した上で、改革の意義を明確化した大学だけを支援対象とすべきではないか。</p> <p>⑦また、本事業の内容は、現在の形のままであれば大学の本来業務ではないかとの点から「国立大学改革」に資するものとは言い難く、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の自主的な改革に資する事業に支援対象を限定・明確化、 ・他の類似事業との整理統合などを行うべきではないか。 <p>⑧少なくとも大学自身が負担しないものについては支援しないべきではないか。</p> <p>⑨「大学改革加速プログラム」の目的については、公・私立大学が自助努力で行うべきものであることから明確とは言い難く、国で実施すべき事業ではないので、このままの形で事業化することは適切ではないのではないか。</p>

個別項目	行政改革推進会議（平成26年1月20日）への報告		行政改革推進会議（6月2日）時点における進捗状況	事業改善の対応状況 （平成27年度予算概算要求への反映内容も含む）	備考（関連するサイトのURL等）
	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール			
①産業人材の育成に重点化した上で、検証可能な人材の定義を行い、それを明確に提示すべきではないか。	産業人材の育成という視点は、各大学の事業の出口管理という観点からも重要と認識。そのため、「グローバル人材育成推進事業」について、各大学が育成しようとするグローバル人材像のうち、産業人材の育成という観点からも検証を行うとともに、その結果をHP等で発信することとしたい。	平成26年1月、採択大学に、各大学が育成しようとするグローバル人材像のうち、産業人材の育成という観点から定性的・定量的な検証を行うよう通知し、各大学の検証結果を取りまとめ、年度末までにHP等で公表する。 そこで示された検証結果は、以降も恒常的にフォローアップを行い、事業のより効果的な実施に努める。	平成26年1月31日、採択大学に、各大学が育成しようとするグローバル人材像のうち、産業人材の育成という観点から定性的・定量的な検証を行うよう通知し、各大学の検証結果を取りまとめ、3月28日に本事業の広報・普及発信を担当している日本学術振興会のHPで公表した。 ※指摘を踏まえ、概算要求時の「グローバル人材育成推進事業」と「スーパーグローバル大学事業」は、「スーパーグローバル大学等事業」として統合し、④記載のとおり重複のないよう整理の上、同事業の支援メニューとして「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」と「スーパーグローバル大学創成支援」を設けることとした。	平成26年3月28日にとりまとめた各大学の産業人材の育成に関する取組に係る検証結果について、9月19日に各大学へフォローアップを行うよう通知した。10月中に結果を取りまとめ、日本学術振興会のHPで公表し、事業のより効果的な実施に努める。	行政改革推進会議「秋のレビュー」とりまとめを受けた資料： http://www.jsps.go.jp/j-gjinzai/review.html
②外国人教員の割合を高めるなど、大学全体が国際標準になるようにすべきではないか	「グローバル人材育成推進事業」では、学生の語学力や、海外留学で単位を取得した学生数のほか、外国人教員や国外の大学で学位取得した日本人教員等についての達成目標を公募の段階で各大学に示させており、これらの割合を高めることにより、大学全体の国際標準への適合を進めることとしている。また、「大学の世界展開力強化事業」や「スーパーグローバル大学事業」についても、これらの数値の把握や、指標としての設定等を行うこととしたい。	既存の「グローバル人材育成推進事業」と「大学の世界展開力強化事業」については、 ・外国人教員や国外の大学で学位取得をした日本人教員等の比率、 ・学生の語学力、日本人学生の海外留学数、外国人留学生の受入数、 ・外国語による授業科目の実施率（外国語教育を主たる目的とするものを除く）、 ・年俸制、テニュアトラック制の導入、 ・外国人や外国での学位取得者の積極登用 等 の大学全体の国際標準への適合についての状況を把握するための通知を、平成26年1月に各大学に発出。これらの調査結果を取りまとめ、年度末までにHP等で公表。 「スーパーグローバル大学事業」についても、同様の数値や状況を申請に際して各大学に提出をさせ、達成目標等として活用。	大学全体の国際標準への適合についての状況を把握するための通知を、平成26年1月31日に各大学に発出。これらの調査結果を取りまとめ、グローバル人材育成推進事業については3月28日に、本事業の広報・普及発信を担当している日本学術振興会のHPで公表した。大学の世界展開力強化事業については4月10日に公表した。 「スーパーグローバル大学創成支援」についても、4月15日に、公募についての通知を大学へ発出し、申請に際して、同様の数値や状況を達成目標等として各大学に設定させることとした。	対応済	グローバル人材育成推進事業： (http://www.jsps.go.jp/j-gjinzai/review.html) 大学の世界展開力強化事業： (http://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/conference_review.html)

<p>③ ・検証可能な成果指標の設定、 ・事業の整理統合、 ・育成する人材像に即した取組を支援、 ・英語偏重の事業内容の見直しなどを行うべきではないか。</p>	<p>「グローバル人材育成推進事業」は日本人学生の海外留学の促進を主な狙いとするものであるが、今後、同事業と「大学の世界展開力強化事業」においては、外国人教員や国外の大学で学位取得した日本人教員等の比率、外国語による授業科目の実施率等についても、各大学の状況を成果指標として把握することとしたい。また、「グローバル人材育成推進事業」採択大学が「スーパーグローバル大学事業」として採択された場合には、これらの大学は「スーパーグローバル大学事業」実施大学として、同事業からのみ補助金を手当てすることとする（「グローバル人材育成推進事業」からは手当てしない）。なお、その他の「グローバル人材育成推進事業」採択大学については、①～③に記載した方向性を新たに事業の趣旨・取組として加えることで、事業の内容の見直しを行う。</p>	<p>・検証可能な成果指標の設定 上記②の通り</p> <p>・事業の整理統合 左記「検討の方向性」の通り</p> <p>・育成する人材像に即した取組を支援 上記①の通り</p> <p>・英語偏重の事業内容の見直し</p> <p>本事業は、英語力の向上のみを目的としたものではなく、日本人学生の海外留学を推進するための体制整備を行うものであるが、英語に偏重していないことを示す具体的な取組内容等を年度末までにHP等で公表。</p>	<p>グローバル人材育成推進事業が英語に偏重していないことを示す具体的な取組内容等を把握するための通知を、平成26年1月31日に各大学に発出。 この調査結果を取りまとめ、3月28日に、本事業の広報・普及発信を担当している日本学術振興会のHPで公表した。</p>	<p>対応済</p>	<p>グローバル人材育成推進事業： (http://www.jsps.go.jp/j-gjinza/i/review.html)</p>
<p>④「スーパーグローバル大学事業」は、既存事業と整理統合を行うべきではないか。</p>	<p>「グローバル人材育成推進事業」採択大学が「スーパーグローバル大学事業」として採択された場合には、これらの大学は「スーパーグローバル大学事業」実施大学として、同事業からのみ補助金を手当てすることとする（「グローバル人材育成推進事業」からは手当てしない）。なお、その他の「グローバル人材育成推進事業」採択大学については、①～③に記載した方向性を新たに事業の趣旨・取組として加えることで、事業の内容の見直しを行う。</p>	<p>左記「検討の方向性」の通り</p>	<p>指摘を踏まえ、概算要求時の「グローバル人材育成推進事業」と「スーパーグローバル大学事業」は、「スーパーグローバル大学等事業」として統合し、支援メニューの「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」と「スーパーグローバル大学創成支援」の重複した財政支援は認めないこととした。具体的には、「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」採択大学が「スーパーグローバル大学」として採択された場合には、これらの大学は「スーパーグローバル大学創成支援」実施大学として、同事業からのみ補助金を手当てすることとした。 なお、「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」については、①産業人材の育成という観点から定性的・定量的な検証、②大学全体の国際標準への適合状況の調査、③英語に偏重していないことを示す取組内容の把握を通じ、事業内容の見直しを促している。</p>	<p>対応済</p>	
<p>⑤従来事業の課題への対応を踏まえ、具体的な成果指標を設定するなどした上で行うべきではないか。</p>	<p>従来事業である「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業」からは、多くの外国人学生を惹きつける魅力的なプログラムの構築や海外展開、外国人と日本人学生の協働・共学の機会促進、優秀な外国人教員を呼び寄せるに足る人事・教務制度の整備等が課題であることが明らかになった。したがって、「スーパーグローバル大学事業」の立ち上げにあたっては、これらに関する成果指</p>	<p>「スーパーグローバル大学事業」は平成26年4月からの公募開始を予定。公募に当たっては、例えば、 ・日本と海外の大学の両方の学位を取得できる「ジョイント・ディグリープログラム」の構築数、 ・ジョイント・ディグリープログラムに参加する日本人学生と外国人留学生の数、 ・海外に設置する拠点の数、 ・優秀な外国人教員を呼び寄せるに足る人事・教務制度の整備 等の状況について、定量的・定性的な成果指標を設定することとしたい。</p>	<p>「スーパーグローバル大学創成支援」については、4月15日に公募についての通知を大学へ発出し、 ・外国語のみで卒業できるコース数、教育プログラムの国際通用性 ・海外に設置する拠点の数、 ・混住型学生宿舎に入居する外国人留学生数 ・年俸制の導入、国際通用性ある人事評価制度の導入・活用等 42項目の状況について、申請に際して定量的・定性的な成果指標として各大学に設定させることとした。</p>	<p>対応済</p>	

	標を設定することとした。				
⑥『「国立大学改革」で行おうとしていることが明確とは言い難く、大学ごとのミッションに客観的な評価を加え、再定義した上で、改革の意義を明確化した大学だけを支援対象』とすることについて。	「国立大学改革」の内容を明確化し、ミッションの再定義により明らかになった各大学の強み・特色・社会的役割を、より強化するための組織再編等の改革構想を支援対象とする。	平成 25 年 11 月 26 日に「国立大学改革プラン」をとりまとめ、(1)強み特色の重点化、(2)グローバル化、(3)イノベーション創出、(4)人材養成機能の強化を視点として、学長のリーダーシップにより、中期目標・中期計画に基づき、組織再編、資源配分を最適化し、各大学の強み・特色を最大限に活かした機能強化を進めるという国立大学改革の方向性を明確化した。 また、ミッションの再定義において、全国的又は政策的な観点からの強みに関するデータや大学の教育・研究等の特色に関するデータなどの客観的データに基づき、各大学の強み・特色・社会的役割を明確化し、これらを踏まえて、各大学が自主的に機能強化のための組織再編等を図る改革の取組を支援対象とする。平成 25 年度の事業選定から、計画調書等の提出書類により確認を行う。	平成 25 年度採択事業については、平成 26 年 3 月 12 日付けで 7 件の取組に交付決定を行った。 採択事業の選定にあたっては、各大学の強み・特色・社会的役割を踏まえた機能強化のための組織再編を行う取組に限定するため、特に大学や学部の枠を超えた教育研究組織の再編成、組織運営等のシステム改革、学内資源の再配分・重点化といった観点が含まれた、学長の強いリーダーシップの発揮による各大学の強み・特色の一層の伸長につながる取組であることに加え、平成 26 年 3 月までに公表した「ミッションの再定義」にかかる大学との意見交換にて明確化した、各大学の強み・特色・社会的役割を踏まえた取組であるかを計画調書等により確認した。	対応済	平成 25 年度「国立大学改革強化推進補助金」の選定結果について： http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/03/1344885.htm
⑦『本事業の内容は、現在の形のままであれば大学の本来業務ではないかとの点から「国立大学改革」に資するものとは言い難く、大学の自主的な改革に資する事業に支援対象を限定・明確化、他の類似事業との整理統合などを行う』ことについて。	「国立大学改革プラン」を踏まえた大学の自主的な改革に資する事業に支援対象を限定・明確化し、他の事業との違いをより明確にする。	上記の取組について、構想の熟度・実現可能性、工程の妥当性、支援期間終了後の継続性・発展性等を主な選定の観点とし、大学の自主的な改革に資する事業に支援対象を限定。平成 25 年度の事業選定から、計画調書等の提出書類により確認を行う。また採択事業の実施については中期計画の変更を課すことで、達成目標・達成時期を明確化する。また、上記「国立大学改革プラン」を踏まえ、各大学の改革の意義を明確にし、大学の自主的な改革に資する取組に対象を限定することで、他の事業との違いをより明確にする。また、事業選定時及び既存事業の毎年度の査定時には、限られた予算をできるだけ効果的に活用できるよう、他事業との関係、連携等についても精査を行う。	平成 25 年度事業の採択に当たっては、上記⑥に記載の観点で選定し、また、選定された取組を実施するため各大学とも平成 26 年 3 月に中期計画の変更を行った。 平成 26 年度は、ミッションの再定義を踏まえた学内資源配分の最適化のための大学や学部の枠を超えた教育研究組織の再編成に向けた取組や、人材の新陳代謝などの先導的な取組を、他事業との関係、連携等を精査し選定する。 また、平成 25 年度の事業選定時及び既存事業の平成 26 年度補助額の査定時に、本補助金に関連する取組が他の事業費に応募もしくは採択されている場合は、それぞれの取組の事業目的、達成目標等を計画調書等にて確認した。	対応済	
⑧『大学自身が負担しないものについては支援しない』ことについて。	事業実施にあたり、大学の自己負担を求めるとしている。	補助期間終了後も継続して事業を実施することを前提として事業計画を策定することとしている。このため、平成 24 年度の採択事業から、補助期間中より大学の自己負担を求め、補助金額は減額させることとしている。	平成 24 年度の採択事業から、補助期間中より大学の自己負担をする旨、選定大学との意見交換時や計画調書等において求めている。		
⑨このままの形で事業化することは適切ではないのではないか。	大学教育の質の向上が目的であるにも関わらず、国立大学を対象としないことや支援するテーマを幅広く設定したことで、目的が不明確で国が実施すべき事業ではないと指摘されたことに対応し、支援対象や支援テーマを抜本的に見直す。	事業内容について、以下の通り抜本的に見直した。 ①個別プロジェクト支援の対象に国立大学を追加、国公私立大学を支援対象とする。 ②支援するテーマを教育再生実行会議の提言に記載されている事項のうち、大学教育の質向上のため早急に対応すべきテーマに限定する。 また、指摘事項には記載されていないが、議論の中で指摘された点に関して、予算編成又は事業公募までに以下の通り対応する。	平成 26 年度予算編成において事業内容を左記のとおり抜本的に見直し、本補助金の公募時に、以下のとおり対応した。 ・対象を国公私立大学とした ・申請テーマを 3 テーマに厳選した ・大学の規模毎ではなく、テーマ別に採択件数を定めた ・各大学が設定する成果指標以外の共通の指標を	対応済	公募要領 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/ap/index.htm

		<p>○収容定員による大学の規模毎に支援件数を設定したことにより、規模の小さな私立大学を救済するための補助金と指摘されたことに対応し、各テーマ毎に必要な件数を設定する。</p> <p>○各大学が設定する成果指標だけでは、甘く設定することも考えられ、意味がないとの指摘に対応し、各大学が設定する成果指標に加え、各テーマ毎及びテーマ共通の成果指標を有識者の意見を踏まえ文部科学省が設定し、ダブルチェックを行う仕組みに改める。</p> <p>また、3年目に中間評価を実施し、成果が見られなければ補助金の減額等を実施する。</p> <p>○情報公開をきちんと行うべきとの指摘に対応し、各大学毎に事業の進捗状況及び成果を公表することを義務付けすることに加え、ネットワークで各プロジェクトの成果を普及し、その状況を確認する。</p> <p>○事業名称が事業内容を正確に表しておらず、他事業との混同や事業内容への誤解を与えたことに対応し、事業名称を変更する。</p> <p>【変更前】「大学改革加速プログラム」 ↓ 【変更後】「大学教育再生加速プログラム」</p>	<p>文部科学省が示すこととした</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厳格な中間評価を行うこととした ・事業名称を「大学教育再生加速プログラム」とした ・各大学に対して成果等の積極的な公表を義務づけた 		
--	--	---	---	--	--

担当府省名	文部科学省				
テーマ等	イノベーション創出に向けた産業連携の推進及び地域科学技術の振興に関する事業				
指摘事項	<p>3事業すべてについて、イノベーションが定義されていない、全体戦略がない、類似の取組が多い、有効性が見極めが不十分などの点から、事業の目的に照らして有効とは言い難く、①全体戦略の策定、類似の取組との整理、有効性を見極めを行うべきではないか。</p> <p>成果の検証は、「地域イノベーション戦略支援プログラム」及び「地域資源等を活用した産学連携による国際科学イノベーション拠点整備事業」について、適切に行われているとは言い難く、②売上・営業利益・市場規模など定量的に効果検証を行った上で、検証結果を新規採択や事業の継続の是非に反映すべきではないか。</p> <p>事業の内容については、国が実施すべき役割を踏まえたものに限定されているとは言い難く、③民間の負担拡大や国の負担を漸減することで地域の自立を促進したり、中止の判断基準の明確化、長期継続を禁止するなど、出口戦略の明確化などを行うべきではないか。</p>				
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	行政改革推進会議（6月2日）時点における進捗状況	事業改善の対応状況 （平成27年度予算概算要求への反映内容も含む）	備考（関連するサイトのURL等）
①について、全体戦略の明確化、類似の取組との整理、有効性を見極めを進める。	全体戦略や有効性を見極め等については、当初設定したものを、社会情勢の変化や今年度以降実施する中間評価の中での外部有識者の意見等を踏まえ、随時見直していく。	<p>【地域イノベーション戦略支援プログラム】</p> <p>中間評価時（※1）に外部有識者による各地域に対する評価に加え、本プログラムに対する意見を、本プログラムの戦略に反映させていく。</p> <p>（※1）平成25年度：10月～1月頃 13地域対象 平成26年度：10月～1月頃 10地域対象 平成27年度：10月～1月頃 6地域対象</p> <p>【先端融合領域イノベーション創出拠点形成プログラム】</p> <p>中間評価時（※2）に外部有識者による各拠点に対する評価に加え、本プログラムに対する意見を、本プログラムの戦略に反映させていく。</p> <p>（※2）平成25年度：8月～1月頃 5拠点対象 平成26年度：8月～1月頃 2拠点対象 平成27年度：8月～1月頃 1拠点対象</p> <p>【国際科学イノベーション拠点整備事業】</p> <p>事業完了時のみならず供用開始後も状況調査を行い、有効性を見極め等を行う。</p>	<p>【地域イノベーション戦略支援プログラム】</p> <p>13地域については、平成26年1月29日に開催した、産学官金の外部有識者からなる科学技術・学術審議会の地域科学技術イノベーション推進委員会（以下「委員会」という。）において中間評価を行い、その結果を26年度予算の配分に反映させた。</p> <p>外部有識者による意見を踏まえつつ、委員会において夏頃、最終的な取りまとめを行う予定の事業効果の指標と併せて、本プログラムの全体戦略も検討していく。</p> <p>【先端融合領域イノベーション創出拠点形成プログラム】</p> <p>5拠点については、上記と同様、平成26年1月29日に委員会において中間評価を行い、その結果を26年度予算の配分に反映させた。今後、外部有識者による意見を聴取し、本プログラムの全体戦略を検討していく。</p> <p>【国際科学イノベーション拠点整備事業】</p> <p>16機関中2機関については26年3月末で整備が完了したところ。現在整備中の拠点については、随時進捗状況を確認中。</p> <p>拠点整備後には、使用状況を把握するための調査を行い、委員会において有効性を見極め等を行う予定。</p>	<p>【地域イノベーション戦略支援プログラム】</p> <p>外部有識者により構成される委員会において、類似の取組との整理を行いつつ、9回にわたる議論を経て、本年8月、地域科学技術イノベーションの全体戦略として、報告書（「今後の地域科学技術イノベーションのあり方について」）を取りまとめた。</p> <p>有効性を見極めについては、同報告書において「国の施策の説明責任を果たすため、事業の効果の明確化等が求められている」旨を明記したところ。今後、同報告書に記載した「地域科学技術イノベーション施策の望まれる姿」を評価へと的確に反映し、真に成功に乏しいプロジェクトについて、27年度からの中止も含めた見直しを行うなど、事業の有効性を見極めていく予定。</p> <p>【先端融合領域イノベーション創出拠点形成プログラム】</p> <p>本年11月に2拠点の中間評価を実施。全体戦略については、外部有識者等から意見を聴取し有効性を見極めを行いながら、今年度冬を目途に取りまとめ、同全体戦略を踏まえながら、27年度予算に反映させていく予定。</p> <p>【国際科学イノベーション拠点整備事業】</p> <p>本整備事業は平成24年度補正予算により、選定された大学等に対し、産学によるイノベーション創出に向けた研究開発等の活動を推進するための施設及び研究設備の整備を行うもの。平成25年度以降の国費の支出を行うものではないが、イノベーション創出に資するため、施設・設備を整備するだけでなく、産業界を含めた利用がなされるとともに、自律的運営に資するルールの整備及び利用が図られることを目標とし、フォローアップによりその遂行を確認していく。</p> <p>有効性を見極めについては、本年7月には各拠点に対して、現状の入居計画、利用料徴収のためのルール検討状況などについてアンケート調査を実施したところ。今後も継続的に企業等の入居率、機器利用率、利用料計画の状況等の進捗管理を行い、外部有識者により構成されている委員会にも報告等を行いながら当事業によって整備した「場」の有効的活用についてフォローアップしていく予定。</p>	<p>地域科学技術イノベーション推進委員会の報告書公開HP http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gi_jyutu/gi_jyutu16/004/houkoku/1351463.htm</p>

<p>②について、売上・営業利益・市場規模など定量的に整理すると同時に、本事業による効果の定義を含め検証を行う。</p>	<p>科学技術イノベーションは、人類の進歩への貢献、最先端の‘知’の領域の開拓、経済成長への寄与、国民生活の利便性・生活水準の向上など様々な目的や役割を担うものであり、売上、営業利益、市場規模のみで定量化されるものではないが、これらの観点も含めることが可能な適切な効果指標についてさらに検討・整理を行う。</p>	<p>【地域イノベーション戦略支援プログラム】 従来は論文、特許、事業化件数、売上等を指標としていたところであるが、科学技術・学術審議会の地域科学技術イノベーション推進委員会において今年夏ごろまでにとりまとめが予定されている、地域科学技術イノベーション推進に関する審議と併せ、事業の効果についても検証する。特に、これまでの指標では効果の明確化が来ていなかったものをできる限り明確化できるよう、効果の指標を再検討し、それに基づき事業の効果を明確化していく。</p> <p>【国際科学イノベーション拠点整備事業】 施設を整備したことによる効果について、施設が完成する今年度末（予定）以降に効果の指標に基づき効果を明確化する。</p>	<p>【地域イノベーション戦略支援プログラム】 事業効果の指標については、委員会の意見を踏まえつつ、夏頃、最終的な取りまとめを行う予定。また、その指標に基づき事業の効果について検証する。</p> <p>【国際科学イノベーション拠点】 施設の整備が完了した後に、委員会において事業効果の指標に基づき調査等を行い、施設整備による効果を明確化する予定。</p>	<p>【地域イノベーション戦略支援プログラム】 委員会において、本年8月に取りまとめた「今後の地域科学技術イノベーションのあり方」についての報告書に記載した評価の視点に基づきながら、事業の効果を検証していく考え。</p> <p>【国際科学イノベーション拠点】 平成25年度に16機関中2機関の施設整備が完了し、平成26年度末に14機関の施設整備が完了を予定している。イノベーション創出に資するため、施設・設備を整備するだけにとどまらず、産業界を含めた利用がなされるとともに、自律的運営に資するルールの整備及び利用が図られることを目標とし、フォローアップによりその遂行を確認していく。有効性を見極めについては、本年7月には各拠点に対して、現状の入居計画、利用料徴収のためのルール検討状況などについてアンケート調査を実施したところ。今後も継続的に企業等の入居率、機器利用率、利用料計画の状況等の進捗管理を行い、外部有識者により構成されている委員会にも報告等を行いながら当事業によって整備した「場」の有効的活用についてフォローアップしつつ、事業完了後3年を目途として施設整備による効果の明確化を図る予定。</p>	<p>地域科学技術イノベーション推進委員会の報告書公開HP http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu16/004/houkoku/1351463.htm</p>
<p>③について、国の役割に限定した支援に特化し、地域の自立化を促進するとともに、中止・継続の判断を明確化する。</p>	<p>平成21年度の事業仕分けの結果に基づき行った、地域の主体性と国の役割等に関する整理を踏まえつつ、さらに事業の出口を明確化していく。</p>	<p>【地域イノベーション戦略支援プログラム】 地域の自立度合い、出口戦略については、科学技術・学術審議会の地域科学技術イノベーション推進委員会で決定する指標に基づき評価することとし、平成27年度以降に行われる最終評価に向け、その結果を対象地域に明示していく。</p>	<p>地域の自立度合い、出口戦略について、委員会で決定する事業効果の指標に基づき評価を行い、平成26年度中に、その結果を対象地域に明示する予定。</p>	<p>【地域イノベーション戦略支援プログラム】 地域科学技術イノベーション推進委員会において、本年8月に取りまとめた「今後の地域科学技術イノベーションのあり方」についての報告書に記載した評価の視点等を評価へとの確に反映し、評価結果を対象地域に本年度中に明示する予定。</p>	<p>地域科学技術イノベーション推進委員会の報告書公開HP http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu16/004/houkoku/1351463.htm</p>

担当府省名	文部科学省				
テーマ等	ICTを活用した教育学習の振興に関する事業（学びのイノベーション事業、情報通信技術を活用した新たな学び推進事業）				
指摘事項	<p>①学びのイノベーション事業、情報通信技術を活用した新たな学び推進事業については、少ない予算でより効果を上げるという発想に欠けており、事業の目的、ビジョンが明確とは言い難い。また、事業の効果検証も十分とは言い難く、事業効果がほとんど上がっていない状況にあることから、事業を絞り込んで行うべきではないか。</p> <p>②そもそも、教育のICT化の全国展開に向け、教育効果や教師のICT活用指導力の向上、効果的な教材開発等に関する具体的で実行可能な工程・期間が示されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTにより教育がどう変化するのか、課題をどのような方法で解決していくのかなど、普及や教育内容の改革に向けた具体的なビジョンを策定するとともに、 ・その効果を測る成果指標を設定すべきではないか。 ・これらについて、初等中等教育局も中心となって進めていくことを検討すべきではないか。 				
個別項目	行政改革推進会議（平成26年1月20日）への報告		行政改革推進会議（6月2日）時点における進捗状況	事業改善の対応状況 （平成27年度予算概算要求への反映内容も含む）	備考（関連するサイトのURL等）
	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール			
<p>①学びのイノベーション事業、情報通信技術を活用した新たな学び推進事業については、少ない予算でより効果を上げるという発想に欠けており、事業の目的、ビジョンが明確とは言い難い。また、<u>事業の効果検証も十分とは言い難く、事業効果がほとんど上がっていない状況にあることから、事業を絞り込んで行うべきではないか。</u></p>	<p>学びのイノベーション事業における教育の効果などについて取りまとめるとともに、平成26年度事業はICTを活用した教育の推進にあたっての諸課題に対応する取り組みを中心とし、適切な事業規模に絞り込む。</p>	<p>平成25年度末までに、学識経験者や学校関係者等からなる「学びのイノベーション推進協議会」において、学びのイノベーション事業における、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の学力等の変容 ・指導方法の変容 ・教員の指導力の変容 <p>等、事業の実施効果等について十分な検証を行うとともに、それを広く教育委員会、学校関係者等に周知する。</p> <p>平成26年度においては、学校間、学校・家庭が連携した新しい学びを推進するため、先導的な教育体制の構築に資する事業を通信環境や学校の規模の観点から、モデル性の高い箇所絞り込んで実施する。</p>	<p>○学びのイノベーション事業については、「学びのイノベーション推進協議会」委員からの効果検証方法に関する助言を反映しながら、児童生徒の学力や意識、教員の指導力の変容等について十分に検証するとともに、ICTを活用した指導の実践事例等を取りまとめ、「実証研究報告書」として、平成26年4月11日に公表。</p> <p>○上記報告書は、文部科学省ホームページに掲載し、報告書冊子については、都道府県・市町村教育委員会等の関係機関に送付する予定。</p> <p>○平成26年度の総務省との連携事業については、委託先を10地域から3地域に絞り込むこととし、現在、総務省と実施に向けて調整中。</p>	<p>○平成26年5月に「学びのイノベーション事業実証研究報告書」を都道府県・市町村教育委員会等の関係機関に送付するとともに、平成26年9月5日に開催した「平成26年度情報教育担当者連絡会議」において、都道府県・指定都市の担当者に対し、実証研究報告書の概要説明及び事例発表等を行った。</p> <p>○平成26年度の総務省との連携事業については、9月下旬に委託先を決定し、現在、事業を実施中。また、平成27年度予算概算要求にあたり、総務省との間での役割分担を明確化するとともに単位当たりコストの削減に努め、要求額について見直しを行った。</p>	<p>【報道発表資料】 学びのイノベーション事業実証研究報告書の公表について http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/04/1346534.htm</p> <p>【報告書】 学びのイノベーション事業実証研究報告書 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/030/toushin/1346504.htm</p>
<p>②そもそも、<u>教育のICT化の全国展開に向け、教育効果や教師のICT活用指導力の向上、効果的な教材開発等に関する具体的で実行可能な工程・期間が示されていない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTにより教育がどう変化するのか、課題をどのような方法で解決していくのかなど、<u>普及や教育内容の改革に向けた具体的なビジョンを策定するとともに、</u> ・<u>その効果を測る成果指標を設定すべきではないか。</u> ・これらについて、<u>初等中等教育局も中心となって進めていくことを検討すべきではないか。</u> 	<p>指摘を踏まえて、ただちに全国展開は行わず、まずは、ICTを活用した教育の推進にあたっての諸課題に対応するための必要な取り組みを行い、ICTを活用した授業革新に向けた具体的なビジョンを作成するとともに、教育振興基本計画に基づいた工程表を策定する。</p> <p>上記の取組については、初等中等教育局とも連携して実施する。</p>	<p>平成26年にICTを活用した授業革新に向けたビジョン及び教育振興基本計画に基づいた工程表を策定する。</p> <p>また、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな学びに対応した効果検証方法（成果指標）の開発 ・ICT活用による最適な指導方法の開発 ・効果的な教員のICT活用指導力向上方法の開発 <p>など、ICTを活用した教育の推進にあたっての諸課題に対応する実証研究を実施する。</p>	<p>○ビジョン及び工程表の策定については、学びのイノベーション事業の成果や、今後の教育の情報化の推進に向けて新しく設置した「ICTを活用した教育の推進に関する懇談会（平成26年4月10日生涯学習政策局長決定）」の意見等を踏まえ検討を行う予定。</p> <p>○実証研究については、平成26年5月2日に委託先が決定し、現在、事業実施中。</p>	<p>○「ICTを活用した教育の推進に関する懇談会（平成26年4月10日生涯学習政策局長決定）」において、第二期教育振興基本計画に掲げた基本施策に係る取組を着実に実施するために今後講ずべき施策を体系化した工程表を策定し、平成26年8月に報告書（中間まとめ）により公表した。</p> <p>○「効果検証方法（成果指標）の開発」及び「最適な指導方法の開発」については、ワーキンググループにおいて検証方法を検討し、実証校における実証研究を行っている。</p> <p>○「教員のICT活用指導力向上方法の開発」については、ワーキンググループにおいて研修プランを作成し、10月より実証を行う予定。</p>	<p>【報告書】 「ICTを活用した教育の推進に関する懇談会」報告書（中間まとめ） http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351684.htm</p>

担当府省名	厚生労働省				
テーマ等	若者就職支援に関する事業（地域若者サポートステーション関連事業）				
指摘事項	<p>地域若者サポートステーション関連事業については、対象や地方自治体等との役割分担が明確ではなく、また、事業の有効性、費用対効果に関しての説得的な分析もなされておらず、PDCAサイクルの活用による適切な事業運営が行われているとは言い難い。今後、</p> <p>①各サポステの実績の把握・評価や</p> <p>②サポステ卒業者の就労状況やその後の継続性についての把握等に取り組むべきではないか。</p> <p>③本事業以外にも地方自治体及び民間による取組、生活困窮者自立促進支援の枠組みづくりが進められている中、事業は有効とは言い難く、事業に終期を設けるなど事業の出口戦略が必要ではないか。</p> <p>④さらに学校連携事業については、ニート予備軍をサポステに誘導するような内容となっており見直しが必要ではないか。</p>				
個別項目	行政改革推進会議（平成26年1月20日）への報告		行政改革推進会議（6月2日）時点における進捗状況	事業改善の対応状況 （平成27年度予算概算要求への反映内容も含む）	備考（関連するサイトのURL等）
	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール			
①各サポステの実績の把握・評価	登録者の初来所時等の状態及び就労状況について改めて実績の把握・評価を行い、事業の有効性について改めて検証する。	<ul style="list-style-type: none"> ・進路決定者の初来所時の状態がどのレベルであったか。 ・初来所時の状態が3～5の者に対して、サポステの支援事業が必要であったのかどうかの検証。 ・初来所時の状態が1、2の者がサポステ事業によりどの程度就労に結びついたかについて実績の把握及び支援事業の有効性の検証。 ・一人当たり就労させるコストについて、コストに見合う成果があるのかについての検証。 ・登録者の生活困窮レベルの調査。 <p>以上の実績の把握・評価を25年度を目途に行い、対象者の規模及び事業内容について見直しを実施し、26年度の事業への反映、改善を図る。26年度も引き続き実績の把握・評価を行い、サポステ事業の有効性について検証を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のPDCAサイクルを活用し、生活困窮者自立支援事業が始まる27年度予算編成に間に合うように、サポステ事業の有効性について方向性を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年10月～12月の間にサポステに登録した人を対象（約5,000人）に、平成26年2月時点での登録時の状態別（1～5）に進路決定状態の調査を実施。 ・調査の結果、各サポステごとに、初来所時の状態の捉え方にバラツキがあることが判明したことから、26年度から、初来所時の状態の判断に係る項目を増加する等、見直しを行った。 ・各サポステごとの初来所時の状態の捉え方のバラツキを調整し、外部の知見も活用しつつ、サポステ事業の有効性や一人あたりの就労させるコストの検証に着手済み。なお、これらの検証の結果、改善を図る点があれば速やかに事業に反映をさせることとする。 ・登録者の生活困窮レベルの把握のため、聞き取り調査を実施。 	<p>【支援対象者の状態把握の適正化について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年10月～12月の間にサポステに登録した人を対象（約5,000人）に、平成26年2月時点での登録時の状態別（1～5）に進路決定状態の調査を実施した結果、各レベルともに一定割合は進路決定していた。（レベル1：26.6%、レベル2：39.9%、レベル3：53.3%、レベル4：63.8%、レベル5：52.5%） ・上記にあわせ、利用者の抱えていた課題を調査した結果、どのレベルでも複数の課題を抱えていた。レベル1、2は、「生活のリズムが不規則」など生活領域での課題が顕著であった。 ・26年度から、初来所時の状態に加え、「生活習慣」、「コミュニケーション能力」等、新たな項目を追加するとともに、サポステのスタッフに対する研修等を通じて支援対象者の状態を適正に判断するよう指示を徹底し、適正化を図った。 <p>【生活困窮者自立支援事業との関係について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年1～3月の新規登録者に対して、暮らし向きについて調査したところ、把握できた者のうち、暮らし向きについて「悪い」と回答した者（約1割）について、サポステが詳細なヒアリングを行った上で、必要と判断した場合は生活困窮者モデル事業に誘導し、重複排除を図っている。 	（参考）「地域若者サポートステーション事業」の今後のあり方に関する検討会参考資料
②サポステ卒業者の就労状況やその後の継続性についての把握	サポステ事業が職業的自立に結びついているかどうかを検証するため、サポステの支援を受けて就職した者の就労状況の継続性等について把握を行い、事業の有効性について改めて検証する。	<ul style="list-style-type: none"> ・25年度中に、過去にサポステの支援を受けて就職した者の就労状況の継続性等について把握を行い、サポステ事業の有効性について検証を行う。 ・就職した者には非正規雇用の労働者もいることから、上記の検証をステップアップ事業に反映させるとともに、ステップアップ事業の実績の把握・評価を通じてサポステ事業の有効性について改めて検証を行う。 ・上記のPDCAサイクルを活用し、27年度予算編成に間に合うように、サポステ事業の有効性について方向性を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年7月に進路決定した者、約1,000人を対象に、6ヶ月後の状況を調査中。 ・今後、上記の調査結果をステップアップ事業に反映させるとともに、ステップアップ事業の実態の把握・評価を行う。 	<p>【ステップアップ事業等の有効性について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年7月に進路決定した者のうち就職した者の6ヶ月後の状況を調査したところ、同一雇用主の下で就労している者は約58%（3ヶ月後は約65%）であった。 ・また、ステップアップ事業（60箇所で開催）が開始された平成26年4月に就職した者についてサンプル調査したところ、就職して3ヶ月後に同一雇用主の下で就労している者の割合は約83%であった。（平成27年度についても予算要求） <p>※平成26年度実績について、現時点では6ヶ月の状況を把握できていないため、3ヶ月後の状況と比較しているもの。</p>	

<p>③事業は有効とはいえず、事業に終期を設けるなど事業の出口戦略が必要</p>	<p>生活困窮者自立支援事業が始まる27年度に向け、地方自治体や民間との役割分担や生活困窮者自立支援事業等の類似事業との重複等について検討を行い、サポステ事業の有効性について検証を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立促進支援モデル事業の実施地域において、同モデル事業をサポステ実施団体と同一団体が同一地域で支援を行っている場合には、実施体制を見直し、効率化を行う。(平成25年度補正予算で反映予定) 平成25年度中に行う平成26年度の実施団体選定において、生活困窮者自立促進支援モデル事業を併せて実施し、効率化を図っている場合は選定に反映する。 ①、②の検証と並行して、(1)地方自治体や民間の独自の取組みについて実態の把握・評価、(2)生活困窮者自立支援の取組み等の他の類似事業との重複実態の把握(例:生活困窮者自立支援の対象者の範囲や支援内容の実態調査等)を行う。 上記の検討を通じて、地方自治体との役割分担について適切な見直しを行い、27年度予算編成に間に合うように、サポステ事業の有効性について方向性を得る。あわせて、日本再興戦略や再チャレンジ懇談会で必要とされたニート等の若者の就労支援の今後のあり方について、若者を取り巻く環境やニートの状況に留意しつつ、検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援モデル事業を行っている地域については、生活困窮者であるニートを対象外とすることにより、重複を排除し、実施体制を見直した。(平成25年度補正予算で反映済み) 補正予算の執行段階においても、地方単独事業として類似事業が行われている地域では、地方単独事業との重複部分の執行は行わないこととした。 27年度予算編成においても、上記の見直しを着実に反映させるとともに、27年度から生活困窮者自立支援の取組みが全国で始まること等を踏まえ、実施体制の更なる効率化を図り、サポステ事業のあり方を見直しを行う。 	<p>【27年度に向けた見直しについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から生活困窮者自立支援の取組みが全国で始まることを踏まえた、実施体制の見直しを図ることとした。(平成27年度予算要求に反映) 更に、サポステ事業を明確に雇用対策として位置づけることとした。 進学希望者については支援対象外とし、民間が独自で行う学習支援機関等への誘導により、事業の効率化を行う。 また、サポステ利用希望者について、最終的に就職を目標にし得る者が否か、サポステの支援が必要か否かをハローワーク職員が判断する。これに加え、困窮レベルを把握した上で、生活困窮者自立支援事業への誘導を行い、重複排除を徹底する。 サポステ事業を雇用対策にシフトし、より安定した就職につなげるため、①ニート支援の拠点としてハローワークとの連携や職場体験の充実を図るとともに、②サポステの支援を受けて就職した者に対する職場定着支援を全国展開するなど、より効率的・効果的に事業を実施できるよう見直しを行い、支援対象者の早期の就職、就職後の失業の予防を図ることとした。(平成27年度予算要求に反映) 更に、「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、「地域若者サポートステーション」等の地方や民間との連携の在り方を含む総合的な見直しにより、フリーター・ニートの就労支援を充実させるとともに、正規雇用化等を進める。」とされていることを踏まえた対応を着実に実施するための不断の見直しを行う。 	
<p>④学校連携事業については、ニート予備軍をサポステに誘導するような内容となっており見直しが必要</p>	<p>学校連携推進事業については、連携の推進状況を踏まえ、見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校との連携が一定程度進んできたことから、支援体制の見直しを行い、各1名の体制に絞ることにより、事業規模を縮小する。(平成25年度補正予算で反映予定) 上記の①、②、③の検証状況を勘案しつつ、27年度予算編成に間に合うように、連携の推進状況を踏まえ例えば終期の設定を行う等の見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校連携推進事業については、学校との役割分担との観点から在学学生を対象外とし、中退者のみを対象とすることにより、事業規模を縮小した。(平成25年度補正予算で反映済み) 学校連携推進事業について、27年予算編成に間に合うように引き続き検討し、見直しを行う。 	<p>【学校連携事業について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校連携推進リーダーによる学校に出向いて行う生徒や保護者への説明会や校長会等への働きかけ等を内容とする学校連携事業については、平成27年度より廃止することとした。(平成27年度予算要求に反映、削減額:約6.6億円) 	

担当府省名	厚生労働省				
テーマ等	安心・信頼してかかれる医療の確保に関する事業（医療サービスの機能の充実と重点化・効率化）				
指摘事項	<p>PDCAには納税者の視点が不可欠だが、医療費の仕組み、現状や公定価格である診療報酬の改定プロセスが国民に十分に伝えられているとは言い難い。</p> <p>①医療費効率化に向けた各般の取組をレビューシートに明示しフォローアップ等を実施して国民に対し明らかにするほか、</p> <p>②医療費負担者である国民の声をこれまで以上に反映できる枠組みを構築するべきではないか。</p> <p>医療費の効率化施策や診療報酬改定において、PDCAサイクルが適切に活用されているとは言い難いことから、</p> <p>③診療報酬改定で本体と薬価をそれぞれ独立して決定できるよう意思決定過程を改めるとともに</p> <p>④薬価の下落分を診療報酬本体の引き上げ原資とすることは合理性を欠くことからやめるべきではないか。</p> <p>⑤また、レセプトの悉皆的分析を実施し診療報酬改定や医療効率化に反映すべきではないか。</p> <p>⑥さらに、医療の改善のための対応として診療報酬の改定という手段が有効でない場合も考えられることから、他の選択肢も含めて十分に吟味した上で有効な措置を選択すべきではないか。</p>				
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	行政改革推進会議（6月2日）時点における進捗状況	事業改善の対応状況 （平成27年度予算概算要求への反映内容も含む）	備考（関連するサイトのURL等）
①医療費効率化に向けた各般の取組をレビューシートに明示しフォローアップ等を実施して国民に対し明らかにする	医療費適正化計画について、適切なPDCAサイクルを踏まえた計画の策定や評価の在り方などを含め、今後の在り方をレビューシートに記載する。	次期（平成26年度）レビューシートに記載する。	医療費適正化計画の在り方について、適切なPDCAサイクルを踏まえた計画の策定や評価の在り方、計画の実効性を担保する措置などを含め、次期医療保険制度改革に向け検討を行う旨、平成26年4月22日の経済財政諮問会議にて厚生労働大臣から説明を実施。 なお、平成26年度レビューシートの記載方法については検討中。	第2期医療費適正化計画の策定は、第1期計画の中間評価の結果を踏まえているところ。 また、第1期計画の最終的な評価について、平成26年10月15日に公表したところである。 なお、医療費適正化計画については、「経済財政運営と改革の基本方針2014」や「規制改革実施計画」も踏まえ、地域医療構想と統合的な医療費の水準や医療の提供に関する目標設定に関する検討、適切なPDCAサイクルを踏まえた計画策定の在り方や実効性を担保する措置などについて、次期医療保険制度改革に向け検討を行うこととされているため、今後、社会保障審議会医療保険部会等における議論を踏まえ、第2期計画の計画期間の途中であっても見直しを行うこととしている。 加えて、レビューシート「医療保険給付費国庫負担金等」の備考欄においては、医療費適正化に関するレビューシートについて明記し、医療費適正化に向けての各取組を把握できるようにしている。	
②医療費負担者である国民の声をこれまで以上に反映できる枠組みを構築するべき	地方公聴会、パブコメの充実等を検討	医療費負担者である国民の声をこれまで以上に反映できるよう、次期診療報酬改定に向けて、地方公聴会、パブコメの充実等について検討	平成26年度診療報酬改定に関する地方公聴会やパブコメについて、厚生労働省ホームページにおける周知に加えて、新たに開催地の厚生局を通じた参加の呼びかけ、各厚生局ホームページにおける意見募集を行った。	対応済み	
③診療報酬改定で本体と薬価をそれぞれ独立して決定できるよう意思決定過程を改める	平成26年度診療報酬改定の改定率については、診療報酬本体と薬価等が、それぞれ、+0.73%（+0.63%）、▲0.63%（+0.73%）とされた。 ※（ ）内は、消費税率引上げに伴う医療機関等の課税仕入れに係るコスト増への対応分			対応済み	（参考）平成26年度診療報酬改定について ※厚生労働省HP http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12404000-Hokenkyoku-Iryouka/0000033791.pdf
④薬価の下落分を診療報酬本体の引き上げ原資とすることは合理性を欠くことからやめるべき					
⑤レセプトの悉皆的分析を実施し診療報酬改定や医療効率化に反映すべき	診療報酬改定の審議の参考資料としてレセプト・DPCデータ分析を活用	レセプト・DPCデータを分析して、今後の中医協における診療報酬改定の審議の参考資料として活用できるようにしていきたい。	DPCデータ等の活用により医療機関の機能分化や連携の実績に基づく評価を更に進め、適切な診療報酬の設定に取り組む旨、平成26年4月22日の経済財政諮問会議にて厚生労働大臣から説明を実施。 次期診療報酬改定に向けて、レセプト・DPCデータを分析し、中医協における審議の参考資料として活用できるよう検討中。	引き続き、次期診療報酬改定に向けて、レセプト・DPCデータを分析し、中医協における審議の参考資料として活用できるよう検討中。	
⑥医療の改善のための対応として診療報酬の改定という手段が有効でない場合も考えられることから、他の選択肢も含めて十分に吟味した上で有効な措置を選択すべき	政策手段を適切に組み合わせて実施	診療報酬、補助金、規制、税制等の政策手段を適切に組み合わせて実施するようにしていきたい。	平成26年度診療報酬改定においては、診療報酬だけではなく、医療法等の改正による制度面での対応に併せて、消費税増収分を財源として活用し、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度を創設することとした。	対応済み	

担当府省名	厚生労働省				
テーマ等	安心・信頼してかかれる医療の確保に関する事業（後発医薬品の使用促進等）				
指摘事項	<p>①後発医薬品の使用促進のロードマップにおける目標値の引き上げや達成時期の前倒しを行い、先発品の薬価引下げ等を進めるべきではないか。</p> <p>②この場合、先発薬と後発薬の競争を促しつつ、双方の薬価を下げるとともに、価格差を縮小させることを通じ、医療費の国民負担を下げることを最重要課題として取り組む必要がある。</p> <p>③こうした観点から、後発品の数量シェアの引上げ目標を設定すべきではないか。</p> <p>④市販品と同一の有効成分の医療用医薬品に係る負担については、公的医療保険の対象外とする等により患者負担とする取組を進めていくべきではないか。</p>				
個別項目	行政改革推進会議（平成26年1月20日）への報告		行政改革推進会議（6月2日）時点における進捗状況	事業改善の対応状況 （平成27年度予算概算要求への反映内容も含む）	備考（関連するサイトのURL等）
	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール			
①発医薬品の使用促進のロードマップにおける目標値の引き上げや達成時期の前倒しを行い、先発品の薬価引下げ等を進めるべき	ロードマップにおける目標値の引き上げや達成時期の前倒しについては、目標の達成状況や後発医薬品メーカーの供給能力についてモニタリングを行い、その結果や諸外国の動向を踏まえ検討を行う。 一定期間を経ても適切に後発品に置き換わらない場合の先発品の薬価の引き下げルールの導入について中医協において検討中。	平成26年度予算案で計上された「ロードマップ検証検討事業」において、後発医薬品メーカーや都道府県におけるロードマップの達成状況について調査等を行うとともに、国内や諸外国の後発医薬品のシェアや後発医薬品メーカーの供給能力を把握する。その結果に基づいて目標の引き上げや達成時期の前倒しについても判断していく。 平成26年度薬価改定に向けて中医協において検討中。	左記の「ロードマップ検証検討事業」について、現在、事業実施の準備手続を進めており、夏頃から調査を開始する予定。 後発品が薬価収載された後、5年を経過した後の最初の薬価改定以降において、後発品置換え率が60%に満たない先発品について、置きかえ率に応じて薬価を2～1.5%引き下げるルールについて診療報酬改定を行い、平成26年4月から実施している。	左記の「ロードマップ検証検討事業」について、年度内には調査完了の予定。 対応済み	（参考）平成26年度診療報酬改定説明会資料（49頁目） http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-12400000-Hokenkyoku/0000338891.pdf
②先発薬と後発薬の競争を促しつつ、双方の薬価を下げるるとともに、価格差を縮小させることを通じ、医療費の国民負担を下げることを最重要課題として取り組む必要がある	後発品の薬価のあり方、一定期間を経ても適切に後発品に置き換わらない場合の先発品の薬価の引き下げルールの導入について中医協において検討中。	後発品が薬価収載された後、5年を経過した後の最初の薬価改定以降において、後発品置換え率が60%に満たない先発品について、置きかえ率に応じて薬価を2～1.5%引き下げるルールを設ける方向で、中医協にて了承されたところ。 また、初めて収載される後発品の薬価については、先発品の7割（10品目を超える内用剤は6割）とする現行ルールを見直し、先発品の6割（10品目を超える内用剤は5割）とする方向で、中医協にて了承されたところ。	上記と同様。 初めて収載される後発品の薬価については、先発品の7割（10品目を超える内用剤は6割）とする現行ルールを見直し、先発品の6割（10品目を超える内用剤は5割）とすることについて診療報酬改定を行い、平成26年4月から実施している。	対応済み 対応済み	上記と同様。 （参考）平成26年度診療報酬改定説明会資料（38頁目） http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-12400000-Hokenkyoku/0000338891.pdf
③後発品の数量シェアの引上げ目標を設定すべき	後発品の数量シェアの引上げ目標についても、目標の達成状況や後発医薬品メーカーの供給能力についてモニタリングを行い、その結果や諸外国の動向を踏まえ検討を行う。	平成26年度予算案で計上された「ロードマップ検証検討事業」において、後発医薬品メーカーや都道府県におけるロードマップの達成状況について調査等を行うとともに、国内や諸外国の後発医薬品のシェアや後発医薬品メーカーの供給能力を把握する。その結果に基づいて目標の引上げについても判断していく。	左記の「ロードマップ検証検討事業」について、現在、事業実施の準備手続を進めており、夏頃から調査を開始する予定。	左記の「ロードマップ検証検討事業」について、年度内には調査完了の予定。	
④市販品と同一の有効成分の医療用医薬品に係る負担については、公的医療保険の対象外とする等により患者負担とする取組を進めていくべき	いわゆる市販品類似薬に係る負担については、患者の自己負担の増加など各種の問題が指摘されているところであり、引き続き検討。	「うがい薬のみの処方保険適用除外」について、中医協において具体的な方法について検討中。	治療目的でなく、うがい薬のみが処方される場合については、当該うがい薬に係る処方料等を算定しないことについて診療報酬改定を行い、平成26年4月から実施している。	対応済み	（参考）平成26年度診療報酬改定説明会資料（67頁目） http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-12400000-Hokenkyoku/0000339619.pdf

担当府省名	農林水産省				
テーマ	新規就農支援に関する事業				
指摘事項	<p>本事業は、参入のインセンティブになっているとは言い難く、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果測定基準を「自立経営を実現した新規就農者数」に見直す、 ・対象者について新規参入者、農業法人の雇用補助に重点化、 ・所得に応じた補助金額の変動化、 ・事業の5年後の終了の明確化 <p>などを行うべきではないか。</p> <p>また、農業の競争力を高めるほうが先決であり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地集約化の観点から増加目標を精査、 ・法人参入が促進される環境の整備、 ・販路確保などの地域サポートの充実 <p>などをおこなうべきではないか。</p> <p>本事業は、これが整うまでの5年程度の暫定措置とすべきではないか。</p>				
個別項目	行政改革推進会議（平成26年1月20日）への報告		行政改革推進会議（6月2日）時点における進捗状況	事業改善の対応状況 （平成27年度予算概算要求への反映内容も含む）	備考（関連するサイトのURL等）
	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール			
①本事業は、参入のインセンティブになっているとは言い難く、	<p>指摘を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の効果測定基準を「認定就農者数」とする ・経営開始型の新規給付対象者数を縮減し、農の雇用事業で対応するとともに、給付対象者を認定就農者等に重点化する ・所得に応じた補助金額の変動化について、具体的な制度設計を検討し、27年度から適用する ・事業の5年後の終了の明確化について、5年間終了後、効果を検証することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・25年度補正予算から、経営開始型の給付対象者を、新規参入者及び新規参入者と同等の経営リスクを負う経営継承者（新しい認定就農者制度の市町村での開始後（26年度中）は認定就農者であることが要件）とする。 ・27年度概算要求に向け、受給者の所得状況について実態調査を行いながら制度設計を検討する。 ・毎年度、施策の効果を検証しつつ、5年後（24～28年度の5年間終了後）に、より効果的な新規就農施策について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営開始型の給付対象者について、 ①25年度補正予算において、平成26年2月6日付けで実施要綱を改正し、新規参入者及び新規参入者と同等の経営リスク（新たな作目の導入、経営の多角化等）を負う経営継承者とし、 ②26年度予算において、平成26年4月1日付けで実施要綱を改正し、昨年の臨時国会で成立した改正農業経営基盤強化促進法による新しい認定制度の市町村での開始後は認定新規就農者としたところ。 ・27年度概算要求に向け、給付対象者へのアンケート調査等を行いつつ、制度設計について検討しているところであり、また、毎年度、新規就農者調査等を活用しつつ、新規就農者の増加や定着状況等を検証する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応済み ・27年度概算要求において、前年の所得に応じて給付金額を変動させる仕組みを導入することとして要求している。 	<p>http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/pdf/zeintai_syosai.pdf</p>
②また、農業の競争力を高めるほうが先決であり、	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘を踏まえ、農業の競争力強化を高める各種施策と一体的に新規就農施策を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本再興戦略（25年6月）、農林水産業・地域の活力創造プラン（25年12月）に沿って実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本再興戦略、農林水産業・地域の活力創造プランに沿って、輸出促進、地産地消、6次産業化、農業構造の改革と生産コストの削減等に係る施策を新規就農施策とともに実施しているところである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施 	
③本事業は、これが整うまでの5年程度の暫定措置とすべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘を踏まえ、5年間終了後に、より効果的な新規就農施策を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・5年後（24～28年度の5年間終了後）に、より効果的な新規就農施策について検討する。 			

担当府省名	農林水産省				
テーマ	農地の利用集積の促進に関する事業				
指摘事項	<p>○ 「農地集積協力金」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期限を切って集中的に実施する、 ・借り手が確定した時点で協力金を交付する、 ・民・民の相対取引に貸しはがし等の影響を与えることのないような形で実施する、 <p>などの条件付きで存続させるべきではないか。</p> <p>○ 「規模拡大交付金」については、集約化による付加価値や交渉コストの削減などにより、受け手は受益することから、制度を存続する必要はないのではないか。</p> <p>○ 「利用されない農地が滞留し、これに国費が投入されるリスクを最小限にするための措置を講じるべき」との規制改革会議の意見については、現在の農水省の対応案は不十分であり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が一定のガイドラインを策定し示す、 ・農地の借受と貸出を含めた中期的な事業計画の策定、 ・都道府県知事へのインセンティブの付与、 <p>などの対応が必要ではないか。</p> <p>○ 機構が行う基盤整備については、意見が分かれ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の受け手の受益者負担のほか、都道府県にも負担を求めべき、 ・不要な賃貸料、地価の上昇を招くことがないよう、慎重な検討を行うべき、 ・基盤整備は借り手が基本的に行うべき、 <p>などの意見があった。</p>				
個別項目	行政改革推進会議（平成 26 年 1 月 20 日）への報告		行政改革推進会議（6 月 2 日）時点における進捗状況	事業改善の対応状況 （平成 27 年度予算概算要求への反映内容も含む）	備考（関連するサイトの URL 等）
	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール			
<p>①○ 「農地集積協力金」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期限を切って集中的に実施する、 ・借り手が確定した時点で協力金を交付する、 ・民・民の相対取引に貸しはがし等の影響を与えることのないような形で実施する、 <p>などの条件付きで存続させるべきではないか。</p>	<p>機構集積協力金について、事業期間を5年間と区切って実施するとともに、レビューの指摘を受けた出し手に対する協力金については、借入れた農地が受け手に貸し付けられた時点で交付することとし、これにより、集約されない農地に対しては交付金が支払われない仕組みとする。</p>	<p>25 年度補正予算から、事業実施要綱に検討内容を記載していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施要綱に平成30年までの交付単価を明記して事業を実施している。 ・25年度補正予算から、出し手に対する協力金については、事業実施要綱に借入れた農地を受け手に貸し付けられた時点で交付する旨の定めを設けて実施している。 ・機構による貸借は、法律上、地域の農業の健全な発展を旨として行うこととされ、貸しはがし等が起こらないよう貸付先決定ルールの例などを示して機構の事業について指導している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応済み 	<p>http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/pdf/kikou_yosan.pdf</p>
<p>②○ 「規模拡大交付金」については、集約化による付加価値や交渉コストの削減などにより、受け手は受益することから、制度を存続する必要はないのではないか。</p>	<p>規模拡大交付金は廃止する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・規模拡大交付金については、廃止した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応済み 	
<p>③○ 「利用されない農地が滞留し、これに国費が投入されるリスクを最小限にするための措置を講じるべき」との規制改革会議の意見については、現在の農水省の対応案は不十分であり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が一定のガイドラインを策定し示す、 ・農地の借受と貸出を含めた中期的な事業計画の策定、 ・都道府県知事へのインセンティブの付与、 <p>などの対応が必要ではないか。</p>	<p>ガイドラインの策定等の指摘内容については、12月5日に農地中間管理事業の推進に関する法律等が成立したところであり、運用の中で対応していく。また、機構の事業費に対する補助を7割とする一方で、農地の貸付率に応じて国費を加算し、都道府県知事へのインセンティブを付与する。</p>	<p>平成 25 年度中に農地中間管理事業の推進に関する法律施行（関係政省令、ガイドライン等施行）予定 年度内 農地中間管理機構の設立手続開始 平成 26 年度の早い時期 機構の設立完了・事業開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機構への農地の滞留防止のために法律上機構が借り受けた農地については、一定期間受け手を探して見つからない場合には解除できる仕組みとされているが、この一定期間については、国として2～3年を基準に各県でルールを決めるよう指導している。 ・機構の事業については、各県において10年後の利用集積目標について基本方針を作成している。 ・予算において、滞留防止策として、機構の事業費への補助率を7割とする一方で、農地の貸付率に応じて国費を加算する制度を創設し、都道府県知事へのインセンティブを付与したところ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応済み <p>（なお、各機構が定める農地中間管理規程において1～3年の年数が定められているところ。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応済み 	<p>http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/pdf/gaiyou.pdf</p> <p>http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/pdf/kikou_yosan.pdf</p>

担当府省名	経済産業省				
テーマ	広報に関する事業（総合エネルギー広聴・広報・教育事業）				
指摘事項	どのような国民に何を知ってほしいか不明確であり、目的・ビジョンが明確とは言い難い。また、適切な成果指標が設定されているとは言い難い。①エネルギー政策に関する認知、理解、行動までを目的とし、それに見合う成果指標を設定すべきではないか。 ②広報主体の役割分担も含め、費用対効果の高い広報手段（内容・方法）が採られているとは言い難く、学校でのカリキュラム化などで対応すべきではないか。				
個別項目	行政改革推進会議（平成26年1月20日）への報告		行政改革推進会議（6月2日）時点における進捗状況	事業改善の対応状況 （平成27年度予算概算要求への反映内容も含む）	備考（関連するサイトのURL等）
	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール			
①エネルギー政策に関する認知、理解、行動までを目的とし、それに見合う成果指標を設定すべきではないか。	指摘を踏まえ、事業目的を再設定するとともに事業計画を再検討し、新たな事業計画に沿った成果指標を設定する。	エネルギー政策に関する認知や理解の向上、行動変化の惹起を図るという観点から従来の事業計画の精査・再構成を行った。 成果指標については、エネルギー政策に関する認知、理解の向上や、それに応じた行動の変化という事業目的の達成度合いを計測するため、有用度、理解度や満足度、行動変化の有無といった点を調査し、指標とする。	事業計画の精査・再構成について、26年度予算において対応済みであり、成果指標の在り方について、現在、外部委託調査を公告済み。	平成26年度事業から、成果指標として、事業の有用度、理解度、満足度、行動変化の有無を位置付けた上で、対象となる教師・保護者・子供達（事業対象約1万人）に対して調査を実施する。調査結果の分析・評価について外部有識者委員会において検証し、効果が低い事業内容については、廃止を含め見直す。	
②広報主体の役割分担も含め、費用対効果の高い広報手段（内容・方法）が採られているとは言い難く、学校でのカリキュラム化などで対応すべきではないか。	指摘を踏まえ、費用対効果の高い手段による広報を実現すべく、事業計画を再検討する。	指摘を踏まえ、情報を発信するプラットフォームの再構築として今年度中を目途にホームページの見直しを行い、費用対効果の高い手法での情報発信の強化に取り組むこととする。また、事業実施に当たっては、文部科学省等関係府省と協議し、連携を図りながら実施することとする。	対応済み	対応済み	

担当府省名	経済産業省				
テーマ等	資源エネルギー・環境政策に関する事業（大規模実証事業）（石炭ガス化燃料電池複合発電実証事業費補助金）				
指摘事項	<p>①「石炭ガス化燃料電池複合発電実証事業」については、PDCAサイクルが十分機能しているとは言い難く、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託先も含めた競争入札の導入 ・第三者の専門家を入れた国によるコスト検証の仕組みの導入 <p>などによるコスト削減を図るべきではないか。</p> <p>②また、本事業は、特定事業者のみに補助する形になっており、事業規模の縮減、補助率の見直しなどを検討すべきではないか。</p> <p>③さらに、国からの多大な補助がある以上公共財的性格が高いものであることから、研究成果が幅広く共有されるような仕組みを導入するべきではないか。</p>				
個別項目	行政改革推進会議（平成26年1月20日）への報告		行政改革推進会議（6月2日）時点における進捗状況	事業改善の対応状況 （平成27年度予算概算要求への反映内容も含む）	備考（関連するサイトのURL等）
	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール			
①「石炭ガス化燃料電池複合発電実証事業」については、PDCAサイクルが十分機能しているとは言い難く、	指摘を踏まえ、PDCAサイクルを十分に機能させ、コスト削減に取り組む。	平成26年度以降の取り組みとして、指摘事項を踏まえた対応を行う。 具体的には、更なるPDCAサイクルの徹底の新たな方策として、今後、補助事業者が新規に発注を行う部分については、競争入札の徹底を指示する。また、毎年の補助金の交付決定においては、国として、第三者によるコスト検証を実施する。	<p>（競争入札の徹底について）</p> <p>行政事業レビューにてご指摘頂いた結果を踏まえ、平成26年度に補助事業者が新規に発注を行う部分について、競争入札の徹底を指示した。その結果、4月末時点で既に7件の競争入札が実施されており、今後も引き続き、競争入札を徹底していく。</p> <p>（第三者によるコスト検証の実施について）</p> <p>行政事業レビューにてご指摘頂いた結果を踏まえ、第三者によるコスト検証委員会を新たに立ち上げ、本年2月25日に委員会を開催しコスト検証を行った。その結果、平成26年度事業内容等について妥当（十分）と判断されたが、技術面から不断の見直しを行うべきとの観点から、事業者が実施する技術検討委員会の実施回数を見直すべきとの指摘があったところ、委員会の実施回数を増やす等の対応を行い、より着実に不断の見直しを行うこととした。</p> <p>今後も引き続きPDCAサイクルを十分機能させるため、毎年度、交付決定までにコスト検証委員会を開催し、コスト削減の取り組みを検証するとともに、効率的、効果的な事業の実施に取り組む。</p>	競争入札の徹底については、8月末時点までに、新たに3件の競争入札を実施済み。 また、PDCAサイクルを十分機能させるための取組として、平成27年度予算要求においては、当年度に実施する事業内容を有識者からなる技術検討委員会にて検討を行い、事業実施に必要な額を要求済み（26年度予算：62.7億円→27年度概算要求59.5億円）。	http://www.osaki-coolgen.jp/release/
②また、本事業は、特定事業者のみに補助する形になっており、事業規模の縮減、補助率の見直しなどを検討すべきではないか。	指摘を踏まえ、PDCAの取り組みの徹底及び今後実施する部分の予算額の精査を行い、事業規模の縮減を検討する。	平成26年度以降の取り組みとして、指摘事項を踏まえた対応を行う。 具体的には、上記の第三者によるコスト検証の結果を踏まえ、事業の効率的な執行、事業規模の縮減を図る。	26年度予算において対応済み	対応済み	
③さらに、国からの多大な補助がある以上公共財的性格が高いものであることから、研究成果が幅広く共有されるような仕組みを導入するべきではないか。	指摘を踏まえ、研究成果が幅広く共有されるよう、検討する。	事業終了以降の取り組みとして、指摘事項を踏まえた対応を行う。 具体的には、技術的な知財については、当該技術の商業利用を希望する他企業からの要望に応じて、（適正な対価は徴収するものの）知財の実施許諾や技術提携の形態を含めて横展開を図っていく。また、プラント運用等に関する知財については、事業終了以降、我が国の他の電力事業者等に対して知財を積極的に共有、展開をはかることによって、成果を共有していく。	<p>（知財の実施許諾や技術提携の形態を含めた横展開について）</p> <p>行政事業レビューにてご指摘頂いた結果を踏まえ、今後発生する知財の取り扱いについて、補助事業者との検討を開始した。なお、現時点では知財等が発生していないため、実施許諾や技術提携による横展開は行われていないが、今後発生する見込みの知財については、他企業等からの要望に応じて、横展開を図っていく。</p>	本事業の成果の横展開については、他の電力事業者やメーカーなどへの展開を図るために、成果報告会等における成果の情報提供・共有などを積極的に行うとともに、今後の事業進展に合わせて更なる普及展開策を図っていく。また、今後発生する知財についても、他企業等からの要望に応じて積極的に横展開を図っていくこととした。	

担当府省名	経済産業省				
テーマ等	資源エネルギー・環境政策に関する事業（大規模実証事業）（風力発電のための送電網整備実証事業）				
指摘事項	<p>④「風力発電のための送電網整備実証事業」については、ほぼ実用化のレベルと同じ規模の事業であり、横展開の可能性も低いと考えられることから、国が行うべき実証事業の範囲を超えた民間ビジネス支援となっていると考えられる。このため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業規模の縮減、 ・補助率の見直し、 ・補助対象の限定 <p>などを行うべきではないか。</p> <p>⑤また、本事業は、PDCAが十分機能しているとは言い難く、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採択事業について事業に先立ち実現可能性調査を実施するとともに、 ・既採択事業についても事業の本格化までに事業計画の精査を行うべきではないか。 				
個別項目	行政改革推進会議（平成26年1月20日）への報告		行政改革推進会議（6月2日）時点における進捗状況	事業改善の対応状況 （平成27年度予算概算要求への反映内容も含む）	備考（関連するサイトのURL等）
	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール			
④事業規模の縮減、補助率の見直し、補助対象の限定などを行うべき	<p>指摘を踏まえ、北海道地域における送電網整備実証事業の補助対象の見直し及び事業規模の縮減を行うこととする。</p> <p>また、事業全体の総予算額についても今年度中に行う実現可能性調査（※下記⑤参照）を踏まえて、再度精査することとする。</p>	<p>北海道地域における送電網整備実証事業については、事業内容の一部を再来年度以降に計上することとし、26年度の事業規模を縮小することとする。</p> <p>事業全体でみた総予算額についても、実現可能性調査を踏まえて、再度精査することとする。</p> <p>補助率については、本事業を実施するためのぎりぎりの採算ラインから必要最低限の補助率として算出しているため、現在の補助率のままとする。</p>	<p>指摘を踏まえ、北海道地域においては、実現可能性調査を実施し、当該地域における風力発電のポテンシャル、送電網の基本ルート及び規模、各事業の総額とスケジュール等について検討を進めているところ。今年度6月を目途に当該調査による結果を第三者委員会にて審議し、再度精査する予定。</p>	<p>北海道地域における送電網整備実証事業に関して行われた実現可能性調査の結果について、8月下旬に第三者委員会にて審議を行い、内容の精査を実施。その結果を踏まえ、27年度概算要求については、予算規模を縮小（26年度予算：150.5億円 → 27年度概算要求：105億円）（※下記⑤参照）。</p>	
⑤新規採択事業について事業に先立ち実現可能性調査を実施するとともに、既採択事業についても事業の本格化までに事業計画の精査を行うべき	<p>指摘を踏まえ、来年度から計画している東北地域における送電網整備実証事業については、事業者の新規採択に至る前に実現可能性調査を行うこととする。</p>	<p>来年度から計画している東北地方における送電網整備実証事業については、事業者の新規採択に至る前に、今年度予算を活用して、実現可能性調査を行う。</p> <p>今年度、既に採択した事業者については、現在、実現可能性調査を実施しているところであり、事業の本格化までに事業計画の精査が行われることとなっている。</p>	<p>指摘を踏まえ、東北地域においては、昨年12月から実現可能性調査を前倒し実施したところ、青森県及び秋田県における風力発電のポテンシャル、送電網の基本ルートについて複数のオプションを検討した。事業の新規採択に当たっては、当該調査の結果を踏まえ、第三者委員会にて審議し事業の効率化を図ることとしたい。</p> <p>なお、北海道地域においては、④の実現可能性調査の結果を受け、今年度6月を目途に第三者委員会を開催し、その内容について審議を行う予定。</p>	<p>東北地方における送電網整備実証事業については8月中旬に公募を締め切り、第三者委員会の審議を経て採択を実施。</p> <p>また、北海道地域に関しての実現可能性調査の結果について、第三者委員会にて審議し、内容の精査を実施。</p> <p>以上の結果を踏まえ、27年度概算要求については、予算規模を縮小（26年度予算：150.5億円 → 27年度概算要求：105億円）。</p>	

担当府省名	経済産業省				
テーマ等	資源エネルギー・環境政策に関する事業（大規模実証事業）（次世代エネルギーマネジメントビジネスモデル実証事業）				
指摘事項	⑥「次世代エネルギーマネジメントビジネスモデル実証事業」については、ビジネスモデルの実証は民間企業が行うべきことであり、何を実証すべきかも特定できていないことから、このままの形では事業化することは適切ではないのではないか。				
個別項目	行政改革推進会議（平成26年1月20日）への報告		行政改革推進会議（6月2日）時点における進捗状況	事業改善の対応状況 （平成27年度予算概算要求への反映内容も含む）	備考（関連するサイトのURL等）
	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール			
⑥このままの形で事業化することは適切ではないのではないかとの指摘を踏まえ、事業計画を再検討する。	指摘を踏まえ、民間に委ねるべきは委ね、政策目的の実現の為に真に国が果たすべき取組を明確化した上で、事業計画を一から再検討する。	官民の役割を再検証し、ビジネスモデルの実証は民間に委ねることとした。 その上で、事業の対象を、HEMSデータの利活用に必要な基盤整備等、真に国が支援すべきものに限定した。	26年度予算において対応済み	対応済み	

担当府省名	経済産業省				
テーマ等	基金に関する事業（省エネルギー設備導入促進基金（国内排出削減量認証制度活性化事業、温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業））				
指摘事項	省エネルギー設備導入促進基金については、基金の保有割合が極めて高く、客観的な根拠を用いた保有割合の算定等実施していれば、使用見込みのない金額を早期に国庫返納することが可能であったのではないか。 ①基金基準の趣旨に沿った合理的な保有割合の算定方法・積算根拠に基づいた見直しが行われているとは言い難い。				
個別項目	行政改革推進会議（平成26年1月20日）への報告		行政改革推進会議（6月2日）時点における進捗状況	事業改善の対応状況 （平成27年度予算概算要求への反映内容も含む）	備考（関連するサイトのURL等）
	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール			
①基金基準の趣旨に沿った合理的な保有割合の算定方法・積算根拠に基づいた見直しが行われているとは言い難い。	使用見込みのない金額については、既に国庫返納したところ。	国庫返納に当たっては、国内クレジット認証委員会における補助対象クレジット量の認証プロセス等に所要の期間を要することから、平成22年度補正事業については、平成24年3月の認証委員会により交付金額が確定したため、平成24年8月に13億86百万円を国庫に返納済。 また、平成23年度事業については、平成25年3月の認証委員会で、平成24年度事業については、平成25年7月の認証委員会で、交付金額が確定したため、平成23年度事業・平成24年度事業ともに、平成25年11月13日に返納に係る報告書を一般社団法人低炭素投資促進機構（基金設置団体）より接受。11月26日に平成23年度事業6億97百万円・平成24年度事業14億90百万円の合計21億87百万円を国庫に返納済。	対応済み	対応済み	

担当府省名	経済産業省				
テーマ等	基金に関する事業（住宅用太陽光発電導入支援対策基金(再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業)）				
指摘事項	住宅用太陽光発電導入支援対策基金については、事業の見通しが甘く、また業務の適切性が十分に確保されていたとは言い難いのではないか。 ①基金設置法人の不断の業務点検、基金監督官庁による定期検査等の実施を強化するとともに、 ②固定費の削減により効率的な管理費計上をすべきではないか。				
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	行政改革推進会議（6月2日）時点における進捗状況	事業改善の対応状況 （平成27年度予算概算要求への反映内容も含む）	備考（関連するサイトのURL等）
①基金設置法人の不断の業務点検、基金監督官庁による定期検査等の実施を強化	指摘を踏まえ、法人において更なる不断の業務点検を行うとともに、当省と法人との定期的な連絡会（月1回）を開催することによって、業務の適切性を向上させるよう努めることとする	昨年12月より、当省による執行状況を確認する会議を定期的（月1回）に実施し、執行状況や今後の見通し等について当省が確認・指示、指示事項への対応状況のフォローを行う機会を設けることとする。（12月5日に第一回定期連絡会を開催し、次回公募に関する事業計画・執行状況を確認し、指示を行った。）	対応済み	対応済み	
②固定費の削減により効率的な管理費計上をすべき	指摘を踏まえ、法人に対して、管理費の支出見込みの再精査を通じ、管理費の削減を行うよう検討指示を行い、効率的な管理費の計上となる対応を行うこととする。	法人に対しては、不要な管理費の削減を行うよう支出見込みの再精査の指示を行っており、その報告を受け、昨年、管理費の見直しを行った。	対応済み	対応済み	

担当府省名	国土交通省				
テーマ等	地球温暖化防止等に関する事業（先導的都市環境形成促進事業、超小型モビリティの導入促進）				
指摘事項	<p>（先導的都市環境形成促進事業）</p> <p>①先導的都市環境形成促進事業については、<u>社会実験とモデル事業との関係や事業の目的が明確とは言い難く、普及可能性にも疑問がある。先進性・先導性が欠如し、類似事業との重複も見られ、事業の成果の評価および検証がきちんとなされているとは言い難い。事業の内容を踏まえれば、国ではなく地方自治体が行うべきなのではないか。</u></p> <p>（超小型モビリティの導入促進）</p> <p>②超小型モビリティの導入促進事業については、<u>事業の目的が明確とは言い難い。先導性が欠如しているほか、市場をゆがめる民間支援となっているのではないか。モデル事業としては、規模が過大であり規模を縮減するべきではないか。</u></p>				
個別項目	行政改革推進会議（平成26年1月20日）への報告		行政改革推進会議（6月2日）時点における進捗状況	事業改善の対応状況 （平成27年度予算概算要求への反映内容も含む）	備考（関連するサイトのURL等）
	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール			
<p>①先導的都市環境形成促進事業については、<u>社会実験とモデル事業との関係や事業の目的が明確とは言い難く、普及可能性にも疑問がある。先進性・先導性が欠如し、類似事業との重複も見られ、事業の成果の評価および検証がきちんとなされているとは言い難い。事業の内容を踏まえれば、国ではなく地方自治体が行うべきなのではないか。</u></p>	<p>指摘を踏まえ、先導的都市環境形成促進事業について、事業目的の明確化を行うとともに、普及可能性や先進性・先導性等から事業の一部廃止等の整理・調整を行い、事業の評価・検証方法について見直しを行うこととする。</p>	<p>「社会実験とモデル事業との関係」については、前者のうち一定のCO2削減効果発現を期待できるものをモデル事業として整理したが、これに照らして十分に合理的な説明が困難である「みどり事業」については廃止する。</p> <p>「事業の目的」については、CO2削減に資するエネルギー面的利用を推進するため、その阻害要因を軽減するための事業類型を発掘し、全国に普及させること、と整理する。</p> <p>「普及可能性・先進性・先導性」については、モデル事業のうち現時点での普及可能性に照らして「交通事業」を廃止するとともに、普及可能性については適切な工法の選択により実現可能性が確保されているか等の観点、先進性・先導性については新規性・コスト削減面等の優位性等の観点を明確にした上で、事業の採択を精査する。この際、第三者評価委員会による評価も適切に活用する。</p> <p>「類似事業との重複」については、支援対象を、都市計画及び都市開発に親和性の高い都市再生緊急整備地域及びエコまち計画区域において実施される複数街区にまたがるエネルギー面的利用に関する事業に限ることで、関係省庁の類似事業との重複を排除することとする。</p> <p>「事業の成果の評価及び検証」については、新たなアウトカム指標としてCO2削減量を設定し、この指標をもとにアンケート等を活用しつつ、CO2削減量の達成度合と手法の妥当性について、定期的に検証を実施する。</p> <p>「国ではなく地方自治体が行うべきではないか」との指摘については、本事業の目的は都市における先導的な環境対策のモデル支援を行うことにより、その成果を他の地域へと普及促進していくことであるところ、モデル的であるため効果の実証がなされておらず、地方公共団体ではリスクの大きさ故に支援しづらい取組については、引き続き国が実施すべき役割であると考えている。</p> <p>以上を踏まえて、下記について実施することとする（②③については、来年度の対象事業の選定時までに、担当部局（都市局市街地整備課）において実施する）。</p> <p>①モデル事業について、交通・みどり分野を廃止</p> <p>②モデル事業のエネルギー分野について、普及可能性・先進性・先導性の観点から絞り込みを実施</p> <p>③新たなアウトカムとして、「エネルギーの面的利用の普及によるCO2の削減量」を指標化</p>	<p>① 平成26年4月1日に、先導的都市環境形成促進事業制度要綱および先導的都市環境形成促進事業費補助金交付要綱を改正し、モデル事業について、交通・みどり分野を廃止した。</p> <p>② 平成26年4月1日に、先導的都市環境形成促進事業制度要綱を改正し、「モデル事業の先進性・先導性、および他地区・都市への普及可能性が確認されること」を、モデル事業認定の要件として明記した。第三者評価委員会による評価を活用しつつ、本年夏頃までに事業の認定を行う。</p> <p>③ 既にモデル事業認定した地区におけるCO2削減量の見込みから、今後の本事業におけるCO2削減量を推計し、第1四半期中に新たなアウトカム指標として設定する方向で検討中である。</p>	<p>②平成26年度に新規認定を行うモデル事業について、改正した先導的都市環境形成促進事業制度要綱に記載の要件に基づき、平成26年7月14日～平成26年8月12日に公募を実施し、平成26年9月16日に開催の第三者評価委員会の評価を経て、平成26年9月22日に、要件を満たすと認められた1件に対し事業認定を行った。</p> <p>③既にモデル事業認定した地区におけるCO2削減量の見込み値から、今後の本事業におけるCO2削減量を推計し、新たなアウトカム指標として「エネルギーの面的利用の普及によるCO2の削減量」を指標化した。</p> <p>なお、逼迫した地球環境問題への対応に加え、東日本大震災を契機として災害時における業務継続の観点からエネルギーの自立化・多重化が求められているところであるため、本事業は、平成26年度で廃止とし、大都市等の拠点地区において防災性や環境性を備えた業務継続地区を構築するために必要なエネルギーの面的ネットワークの整備を促進するための新規施策について、平成27年度要求を行うものとする。</p>	<p>超小型モビリティ導入促進事業 交付要綱等 http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000043.html</p>
<p>②超小型モビリティの導入促進事業については、<u>事業の目的が明確とは言い難い。先導性が欠如しているほか、市場をゆがめる民間支援となっているのではないか。モデル事業としては、規模が過大であり規模を縮減するべきではないか。</u></p>	<p>指摘を踏まえ、対象事業の選定の考え方について見直しを行うこととする。</p>	<p>●事業目的を明確化。</p> <p>●事業選定において、公共性・先導性の高い地方公共団体に関わる事業を優先するとともに、民間事業者への支援は原則として行わない。</p> <p>●事業規模の縮減の観点から、1事業当たりの導入補助台数に上限を設ける。以上の見直しへの対応を来年度の対象事業の選定時までに、担当部局（自動車局環境政策課）において実施する。</p>	<p>●事業目的について見直しを行い、交付要綱を改正し、事業目的を明確化した。</p> <p>●事業選定について見直しを行い、交付要綱を改正し地方公共団体に関わる事業を優先するとともに、民間事業者への支援は原則として行わないこととし、例外的に、民間事業者は地方公共団体と協議会を構成する場合に限って支援を受けることができることとした。</p> <p>●事業規模について見直しを行い、事業の運用方針を改正し、1事業あたりの補助台数に上限を設けることとした。</p>	<p>●平成26年4月1日に交付要綱を改正し、指摘事項については既に対応済み。</p>	

担当府省名	国土交通省				
テーマ等	総合的な国土形成の推進に関する事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）				
指摘事項	<p>①今後の社会資本の老朽化の見通しを踏まえれば、資源の配分を老朽化対策に重点化すべきではないか。</p> <p>②その際、現在の地方に任せきりの姿勢であることを改め、交付金がどのように老朽化対策に重点的に投入されているのかについて把握・検証しその後に反映していくべきではないか。</p> <p>③また、長寿命化計画の策定や老朽化対策・維持管理費用の将来推計に基づく維持管理マネジメントを実施している地方公共団体に対しては、配分を優先すべきではないか。</p> <p>④また、モデル都市等においてベストプラクティスを抽出し全国に広める等の取組を進め、</p> <p>⑤一方で取組が遅れている地方公共団体に対しては、総務省などの関係省庁とも連携しつつ、例えば、ペナルティを与えることも含めてインセンティブを付与すること等を通じ一層のメリハリをつけるべきではないか。</p> <p>⑥交付金の地方の裁量は認めるとしてもアウトプット(成果)の評価は徹底すべきではないか。</p> <p>⑦地方のインフラ実態、更新コスト情報については、総務省とも連携しつつ、検証可能な指標を導入すべきではないか。</p>				
個別項目	行政改革推進会議（平成26年1月20日）への報告		行政改革推進会議（6月2日）時点における進捗状況	事業改善の対応状況 (平成27年度予算概算要求への反映内容も含む)	備考（関連するサイトのURL等）
	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール			
①今後の社会資本の老朽化の見通しを踏まえれば、資源の配分を老朽化対策に重点化すべきではないか。	「秋のレビュー」における指摘やインフラの老朽化の進行を踏まえ、老朽化対策への重点化を図る。	平成26年度予算案では、社会資本整備総合交付金については抑制する一方、防災・安全交付金に重点化している。今後、平成26年度予算の配分に向けて検討を進める。 なお、25年度補正予算案においても、行政事業レビューの指摘を踏まえ、防災・安全交付金に一層重点化している。	平成25年度補正予算及び平成26年度予算について、地方公共団体の社会資本整備を支援する交付金を防災・安全交付金に重点化した。その上で、長寿命化計画に基づくなど、計画的な維持管理・更新を行う整備計画等、老朽化対策、耐震化等の取組に重点配分した。	対応済み	
②その際、現在の地方に任せきりの姿勢であることを改め、交付金がどのように老朽化対策に重点的に投入されているのかについて把握・検証しその後に反映していくべきではないか。	「秋のレビュー」における指摘を踏まえ、交付金の老朽化対策への投入状況について把握・検証を行う。	平成25年度末までに、交付金の老朽化対策への投入状況について把握・検証を行う。	平成25年度中に、地方公共団体に過度の負担を与えずに把握・検証を行う前提となる、事業分野ごとの執行実績を集計するシステムを整備した。このシステムを改修して活用するなど、平成26年度事業について、老朽化対策に該当する事業の執行実績が集計可能となるよう取組を進める。	平成25年度事業に関しては、事業分野ごとの執行実績を集計するシステムを活用し、地方公共団体の協力の下、現在集計中である。平成27年度秋頃に集計される平成26年度事業については、さらに老朽化対策に該当する事業の執行実績が集計可能となるよう取組を進める。	
③また、長寿命化計画の策定や老朽化対策・維持管理費用の将来推計に基づく維持管理マネジメントを実施している地方公共団体に対しては、配分を優先すべきではないか。	インフラ長寿命化基本計画の考え方に沿って策定された社会資本総合整備計画を、重点配分の対象とする方向で検討するなど、「秋のレビュー」における指摘を踏まえて対応する。	防災・安全交付金について、長寿命化計画に基づく社会資本総合整備計画への重点配分を一層強化するなど、平成26年度予算の配分に向けて検討を進める。	平成25年度補正予算及び平成26年度予算について、地方公共団体の社会資本整備を支援する交付金を防災・安全交付金に重点化した。その上で、長寿命化計画に基づくなど、計画的な維持管理・更新を行う整備計画等、老朽化対策、耐震化等の取組に重点配分した。	対応済み	
④また、モデル都市等においてベストプラクティスを抽出し全国に広める等の取組を進め、	老朽化対策を含め、交付金を活用した各地方公共団体の取組事例について、共有を図ることとする。	老朽化対策を含め、交付金を活用した各地方公共団体の取組事例について、共有を図ることとする。	地方公共団体の取組の参考となるよう、防災・安全交付金を活用した整備計画の好事例や想定される主な事業の例を国土交通省HPで公表しており、引き続き、地方公共団体の取組事例の充実を図る。	地方公共団体の取組事例の充実を図るため、各地方整備局等を中心として、HPに示した事業例を元に地方公共団体からの各種照会への対応、必要に応じた地方公共団体への働きかけを行っているところ。	○防災・安全交付金を活用した整備計画の事例 ○防災・安全交付金において想定される主な事業の例（国土交通省HP） http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html
⑤一方で取組が遅れている地方公共団体に対しては、総務省などの関係省庁とも連携しつつ、例えば、ペナルティを与えることも含めてインセンティブを付与すること等を通じ一層のメリハリをつけるべきではないか。	各インフラの管理者に対し、維持管理・更新等に係る体制の整備や予算の確保について必要な支援を実施することにより、取組を進めるよう促す。このような取組を通じて底上げを図りつつ、交付金による支援のメリハリ付けについて検討する。	インフラ長寿命化基本計画におけるロードマップを念頭に、必要な支援を実施する。	各インフラの管理者の取組の底上げを図る観点から、国土交通省のインフラ長寿命化計画（行動計画）において、所管インフラに関して、維持管理・更新等に係る体制の整備や予算の確保に関する各インフラ管理者への支援手法を具体的に整理しており、これを各インフラの管理者に示す予定。 (個別施設の長寿命化計画策定が進んでいる一部の分野において、計画策定を交付金による支援の要件とした。)	国土交通省のHPにおいて、維持管理・更新等に係る体制の整備や予算の確保に関する各インフラ管理者への支援手法を具体的に整理した「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を掲載するとともに、地方公共団体に対する説明会を開催するなど、各インフラ管理者に行動計画を示しているところ。	
⑥交付金の地方の裁量は認めるとしてもアウトプット(成果)の評価は徹底すべきではないか。	平成25年5月に中間・事後評価の公表に係る参考様式を地方公共団体へ通知しており、適切な評価の実施について引き続き周知徹底を図る。	中間・事後評価の適切な実施について、機会を捉えて引き続き周知徹底を図る。 また、地方公共団体における評価の実態について、集計整理が可能か検討する。	平成25年度で計画期間が完了した整備計画について、評価実態の集計整理の検討を行うため、地方公共団体における評価状況の把握を進めている。 中間・事後評価の適切な実施について、平成27年度概算要求までに、地方公共団体が出席する会議・説明会等における周知徹底を図る。	本年7月に地方公共団体の協力の下、社会資本総合整備計画中の成果目標の達成度を調査したところ、社会資本整備総合交付金においては全国的に8割、防災・安全交付金においては9割近くとなっており、競争力強化や地域活性化、防災・減災、老朽化対策等に関する目標を概ね達成できている状況である。	

	また、地方公共団体における評価の実態について、集計整理が可能か検討する。			中間評価・事後評価の適切な実施に関して、各地方整備局等が開催する説明会等の機会を捉え、適宜周知を図っているところであり、成果目標を達成できていない計画については、その原因を分析し、改善方策を検討するよう促すなど、必要に応じて地方公共団体の取組を支援する。	
⑦地方のインフラ実態、更新コスト情報については、総務省とも連携しつつ、検証可能な指標を導入すべきではないか。	インフラ長寿命化基本計画の考え方に沿って、インフラの実態を把握し、更新コストを見通して作成される長寿命化計画に基づく取組に交付金を重点化し、その成果を検証する過程で、導入可能な指標を検討する。	インフラ長寿命化基本計画の考え方に沿って、インフラの実態を把握し、更新コストを見通して作成される長寿命化計画に基づく取組に交付金を重点化し、その成果を検証する過程で、導入可能な指標を検討する。	長寿命化計画に基づくなど、計画的な維持管理・更新を行う整備計画に対し、防災・安全交付金で重点的に支援することを通じて、地方公共団体におけるインフラ長寿命化計画等の策定促進を含めて、インフラの実態把握等を推進している。	引き続き、防災・安全交付金による支援を通じた地方公共団体におけるインフラ長寿命化計画等の策定促進に努めるとともに、インフラに関する情報を管理するデータベース等の整備に努めているところ。	

担当府省名	環境省				
テーマ等	地球温暖化防止等に関する事業（チャレンジ25 地域づくりモデル事業）				
指摘事項	① チャレンジ25地域づくりモデル事業については、支援対象の採択にあたっての事前検証が甘く、選択が厳密に行われているとは言い難い。効果の検証も明確な基準が設定されておらず、不十分である。先進性、費用対効果、有効性、波及性の点で適切でないものや民間・自治体が行うべきものが支援対象となっており、効果の検証方法を確立し支援対象を限定すべきではないか。				
個別項目	行政改革推進会議（平成26年1月20日）への報告		行政改革推進会議（6月2日）時点における進捗状況	事業改善の対応状況 （平成27年度予算概算要求への反映内容も含む）	備考（関連するサイトのURL等）
	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール			
①効果の検証方法を確立し支援対象を限定する。	指摘事項を踏まえ、支援対象を限定するとともに、外部有識者を含む審査会において、効果の検証方法を確立する。	<p>外部有識者を含む審査会を開催し、以下の事項について決定・審査等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年度終了事業について、年度末までに、CO2削減効果、事業性、その他の副次的効果を検証する。 ・上記の検証を通じて効果の検証方法を確認し、基準を明確化するとともに、26年度事業計画の審査に当たっては、先進性、費用対効果、有効性、波及性等の観点から事業内容を精査し、真に必要な事業に絞って継続することとする（25年度予算額20億円→26年度政府案7億円）。 特に、雪氷熱エネルギーを空調に利用（いわゆる「雪冷房」）する実証事業については、実証実験の完結のために、複数年間のデータの比較を行う必要があり、26年度においても事業を継続する予定であるが、実施箇所数を減らし、期間も短縮する等以下の見直しを行う。 ・26年度の事業実施も予定していたが、24、25年度の実証により、必要最小限のデータを取得できたと判断される箇所については来年度の事業実施をとりやめる。 ・25年度から新たに実証を始めた箇所であり、26年度もデータ取得が必要な箇所についても、最低限必要な期間（2ヶ月程度）に限り事業を実施。（なお、雪の遠隔地への輸送は行わずに事業を実施できる箇所を実施。） 	<p>○平成26年2月28日に平成25年度低炭素地域づくり集中支援モデル事業に係る審査委員会を開催し、平成25年度終了事業について、CO2削減効果、事業性、その他の副次的効果を、基準を明確化した上で検証した。また、審査委員会における検証を踏まえ、実証事業の結果をとりまとめて公表した。</p> <p>○平成26年度事業についても審査委員会においてCO2削減効果、事業性、採算性、波及性、地域への貢献性、来年度事業計画の妥当性等の観点から継続予定8事業の事業内容を精査し、真に必要な4事業に絞り込みを行った。</p> <p>○なお、事業実施をとりやめた4事業のうち1つは雪氷熱エネルギーを空調に利用（いわゆる「雪冷房」）する実証事業であり、平成25年度までの実証結果により他地域へ波及させるためのデータが一定程度整理できること等から事業をとりやめることとしたものである。</p>	対応済み。	<p>○審査委員会要綱（添付資料1）</p> <p>○審査委員会審査票（添付資料2）</p> <p>○実証事業の結果の公表（環境省HP） http://www.env.go.jp/policy/local_challenge25/index.html</p>

担当府省名	環境省				
テーマ等	地球温暖化防止等に関する事業（地域主導による先導的「低炭素・循環・自然共生社会」創出事業）				
指摘事項	<p>②「地域主導による先導的「低炭素・循環・自然共生社会」創出事業」は、支援対象について、有効性が高い取組や国が特に支援すべき取組に重点化されているとは言い難い。このため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の事業の検証を厳格に行い、 ・その結果をもとに、普及可能性の高い事業に絞りこむとともに、 ・民間や自治体が行うべきものは民間や自治体に任せ、 ・国として支援すべき対象を厳選すべきではないか。 <p>③また、アウトカム指標を明示した上で、効果の検証方法を確立すべきではないか。</p>				
個別項目	行政改革推進会議（平成26年1月20日）への報告		行政改革推進会議（6月2日）時点における	事業改善の対応状況	備考（関連するサイトのURL等）
	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	進捗状況	（平成27年度予算概算要求への反映内容も含む）	
②従来の事業の検証を厳格に行い、その結果をもとに、普及可能性の高い事業に絞りこむとともに、民間や自治体が行うべきものは民間や自治体に任せ、国として支援すべき対象を厳選する。	指摘事項を踏まえ、これまでの事業の検証を行うとともに、事業採択の際には、支援対象を厳選する。	これまでの事業で得られた課題や経験を活かし、以下の観点から支援対象を厳選するよう、公募要領を検討する。 ・実現可能性、有効性の高い事業の採択 ・国として支援する必要性の高い事業の採択	○実現可能性、有効性、必要性等の観点から支援対象を厳選するよう、公募要領等を作成した（5月2日公募開始）。 具体的には、 ・対象設備の技術基準を定めることにより実現可能性、有効性の高い事業を対象とするとともに、 ・申請の際、温対法に基づく地方公共団体実行計画への位置づけ（域内への普及方針）を地方公共団体に提出させることにより国として支援する必要性の高い事業を採択。	平成26年度の交付規程において、補助事業者に対し事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間を対象に、事業報告書の提出を義務づけている。 事業報告書では、 ・事業計画の策定・FS支援事業にあつてはその後の事業化の状況及び進捗状況を、設備導入支援事業にあつては事業実施によるCO2削減効果を記載させるとともに、 ・地方公共団体から事業実施後に事業結果をどのように活かし地域のCO2削減を図っているか等についての状況報告書も添付させ、 継続して事業効果の検証を行うこととしている。	○公募要領（公益財団法人日本環境協会 HP） http://www.jeas.or.jp/activ/pdf/prom_2014/prom_11_01.pdf ○応募に必要な様式一式（公益財団法人日本環境協会 HP） http://www.jeas.or.jp/activ/pdf/prom_2014/prom_11_02.doc ○交付規程（公益財団法人日本環境協会 HP） http://www.jeas.or.jp/activ/prom_11_00.html
③アウトカム指標を明示した上で、効果の検証方法を確立する。	指摘事項を踏まえ、公募に当たってはアウトカム指標を明示した上で、事業中及び事業後の事業効果を検証する。事業全体のアウトカム指標についても、採択事業の実績を踏まえつつ、設定する。	26年度からの事業採択に当たっては、これまでの事業で得られた成果を生かし、公募要領において、アウトカム（現段階ではCO2削減効果を想定）の提示を求める。また、事業実施後3年程度に亘って事業効果の環境省への報告を義務づけ、継続して検証する。仮に事業効果が当初見込みよりも大幅に少ない事例が発生した場合には、補助事業者による原因分析を求め、場合によっては補助金の返還を求めるなどして、その後の事業実施に活かす。 なお、行政事業レビューシートに記載する事業全体のアウトカム指標については、26年度当初は過去の他事業におけるCO2削減効果を踏まえた推計を行って設定するが、採択案件の実績を踏まえて継続的に見直しを行い、精度の高い評価ができるよう取り組む。	○公募要領において、アウトカム（CO2削減効果）の提示を求めることとした（5月2日公募開始）。		

担当府省名	環境省				
テーマ等	地球温暖化防止等に関する事業（環境省の地域の省CO2施策支援関連事業全体）				
指摘事項	<p>④「環境省の地域の省CO2施策支援関連事業全体」については、事業間の役割が整理されているとは言い難く、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解決すべき政策課題の設定、 ・目的・目標の明確化、 ・戦略の策定 <p>を行った上で、事業を整理すべきではないか。</p> <p>⑤また、環境省のみならず、政府全体として重複の排除を徹底すべきではないか。</p>				
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	行政改革推進会議（6月2日）時点における進捗状況	事業改善の対応状況 （平成27年度予算概算要求への反映内容も含む）	備考（関連するサイトのURL等）
④「環境省の地域の省CO2施策支援関連事業全体」については、 ・解決すべき政策課題の設定、 ・目的・目標の明確化、 ・戦略の策定 を行った上で、事業の整理を行う。	指摘を踏まえ、 ・解決すべき政策課題の設定、 ・目的・目標の明確化、 ・戦略の策定 を行った上で、地域の省CO2施策支援関連事業について、一部を統合・整理するとともに、事業間の役割の明確化を図る。	各事業について、改めて政策課題や政策目的等を整理し、平成26年度予算案において、「地域主導による「低炭素・循環・自然共生社会」創出事業」等11事業を4事業に統合・整理することとした。 また、平成26年度以降毎年度の概算要求までに、概算要求の取りまとめ部局と要求する部局の調整により、解決すべき政策課題の設定、目的・目標の明確化、戦略の策定を行った上で、これに基づき、環境省の地域の省CO2施策支援関連事業間の役割の明確化を図る。	各事業について、改めて政策課題や政策目的等を整理し、平成26年度予算案において、「地域主導による「低炭素・循環・自然共生社会」創出事業」等11事業を4事業に統合・整理した。 なお、平成27年度概算要求に向けて要求する事業については、解決すべき政策課題の設定、目的・目標の明確化、戦略の策定を行った上で、これに基づき、環境省の地域の省CO2施策支援関連事業間の役割の明確化を図ることとしている。	本年7月に中央環境審議会から意見具申された「低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる社会の構築」に基づき、改めて環境政策の戦略（「地域経済循環の拡大」「国土価値の向上」等）等を踏まえつつ、本事業の必要性・妥当性を検証し、事業の見直し等を実施した上で、引き続き4事業を要求したところ。	
⑤環境省のみならず、政府全体として重複の排除を徹底する。	指摘を踏まえ、地域の省CO2施策支援関連事業について、関係省庁間での連携事業、重複排除等の調整を行う。	省エネ、再生可能エネルギーの利用、低炭素化促進のための施策について、現在、概算要求前に、関係省庁間で、連携事業、重複排除等の討議、調整を行う会議を開催している。 地域の省CO2施策支援関連事業について、引き続き、毎年度の概算要求前に、関係省庁間での連携事業、重複排除等の調整を行うほか、執行段階において、関係省庁間での連携事業等の調整を行う。	平成27年度の地域の省CO2施策支援関連事業についても、概算要求前に関係省庁間での連携事業、重複排除等の調整を行うことを予定しているところ。 また、平成26年度の連携事業の執行においては、関係省庁間で交付要綱、審査基準等の調整を行い作成しているところ。	概算要求前の本年8月22日、関係省庁により、「省エネ・再エネの連携事業等に関する調整会議」を開催し、事業の役割分担の調整、連携の具体的な内容や期待されるシナジ効果等を確認するなど重複排除等の調整を行ったところ。 また、平成26年度の各連携事業においては、交付要綱や審査基準等について関係省庁間で調整を行い作成したところ。	

担当府省名	防衛省				
テーマ等	基地周辺対策の推進に関する事業 (特定防衛施設周辺整備調整交付金)				
指摘事項	<p>交付金により地域住民の満足度・理解度を深めることが重要であるが、防衛省において交付対象施設の利用状況などを把握していないことや、一般財源的なものにも交付金が使われている状況は、現在の交付金の使途や執行実態が、事業目的を十分に満たしているとは言い難く、特に生活環境の改善につながっているのか効果検証も十分に行われているとは言い難い。</p> <p>このため、①防衛省による交付対象施設の利用状況や基金の執行状況等の把握、基本的な行政サービスへの上乗せなどへの交付対象の厳格化、P D C Aサイクルに関する具体的なルールの策定など、防衛省としてもP D C Aサイクルを徹底させる取組を進めるべきではないか。</p> <p>併せて、②交付金に関する地域住民への周知を高める活動も徹底すべきではないか。</p>				
個別項目	行政改革推進会議（平成 26 年 1 月 20 日）への報告		行政改革推進会議（6月2日）時点における進捗状況	事業改善の対応状況 (平成 27 年度予算概算要求への反映内容も含む)	備考（関連するサイトのURL等）
	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール			
<p>交付金により地域住民の満足度・理解度を深めることが重要であるが、防衛省において交付対象施設の利用状況などを把握していないことや、一般財源的なものにも交付金が使われている状況は、現在の交付金の使途や執行実態が、事業目的を十分に満たしているとは言い難く、特に生活環境の改善につながっているのか効果検証も十分に行われているとは言い難い。</p> <p>このため、①防衛省による交付対象施設の利用状況や基金の執行状況等の把握、基本的な行政サービスへの上乗せなどへの交付対象の厳格化、P D C Aサイクルに関する具体的なルールの策定など、防衛省としてもP D C Aサイクルを徹底させる取組を進めるべきではないか。</p>	<p>指摘を踏まえ、P D C Aサイクルを徹底する取組として、次に掲げる措置について、関連市町村の意見を踏まえつつ、詳細について検証し、平成 26 年度予算に係る事業から反映できるようスキームを構築する。また、スキーム実施による効率化分を予算に反映させる。</p> <p>① 交付対象の審査の厳格化（” P ” の改善）</p> <p>② 交付金の効果の向上及び確認（” D ” 及び” C ” の改善）</p> <p>③ 次年度以降の事業への反映（” A ” の改善）</p>	<p>次に掲げる措置について、関連市町村の意見を踏まえつつ、詳細について検証し、平成 26 年度事業から反映できるようスキームを構築する。26 年度における予算額は、効率化分も勘案しつつ、対前年度予算額と同額とする。</p> <p>【改善に向けた措置】（案）</p> <p>① 交付対象の審査の厳格化（” P ” の改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果目標の設定（利用見通し、見込まれる事業効果等） <p>② 交付金の効果の向上及び確認（” D ” 及び” C ” の改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への周知活動の充実 ・利用実績の把握やアンケートの実施等による効果の確認 <p>③ 次年度以降の事業への反映（” A ” の改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・類似事業の評価結果の反映状況を交付申請時に確認 <p>今後のP D C Aサイクルの厳格化に伴い各事業が効率化されることにより、効果の向上が十分見込まれるが、今後、P D C Aサイクルが機能しないような事業があった場合には、平成 27 年度以降の予算へ反映させることも含めて検討する。</p>	<p>平成 26 年 4 月に「特定防衛施設周辺整備調整交付金に係るP D C Aサイクル実施要領」を制定し、その内容について関連市町村に説明。</p> <p>【実施要領の概要】</p> <p>① 補助事業者は、交付申請時に次に掲げる事項を記載した書類を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の成果の目標 ・成果の目標の達成状況を確認する方法 ・地域住民への周知に係る計画 ・過去に実施した類似の補助事業の評価結果の反映状況 <p>② 補助事業者は、事業完了後に成果の目標の達成状況等を評価し、その結果を次の事業へ反映できるよう事業評価書を作成</p> <p>③ 防衛省は、成果の目標の達成が図られなかった場合には、当該補助事業者に対し、改善措置を実施するよう求めるとともに、改善措置の実施を確認</p> <p>同要領に基づき、平成 26 年度事業からP D C Aサイクルを実施。</p>	<p>平成 26 年 4 月に制定した「特定防衛施設周辺整備調整交付金に係るP D C Aサイクル実施要領」に基づき、平成 26 年度事業からP D C Aサイクルの取組を開始。</p> <p>今後、本取組による効果について、地域住民への周知も含め、検証を行っていく。</p> <p>なお、平成 27 年度予算概算要求については、対前年度同額を要求。</p>	
併せて、②交付金に関する地域住民への周知を高める活動も徹底すべきではないか。					